

(案)

第4次刈谷市地域福祉計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

骨子

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	地域福祉とは	5
3	地域福祉における圏域の考え方	6
4	計画の位置付け	7
5	計画の期間	8
6	計画の策定体制	9

第2章 刈谷市の状況

1	統計で見る状況	10
2	第3次計画の振り返り	19
3	各調査結果等からみた今後の地域福祉	33
4	第4次計画策定にあたっての課題	48

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	50
2	基本目標	51
3	計画の体系	52
4	重点的に取り組むポイント	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会背景

少子高齢、人口減少の進展や人々の意識の移り変わりに伴い、地域・家庭・職場といった生活の場における支え合いの基盤が弱まってきており、多くの地域で社会経済の担い手の減少を招くなど様々な問題が顕在化しています。

このような状況の中で、社会から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないなどにより、子育ての孤立化や児童虐待、高齢者等の孤独死など問題が深刻化しているケースがみられます。

さらに、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、暮らしの中での課題は、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化し、また、個人や世帯において複数の政策分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。例えば、80代の高齢の親が引きこもりや障害のある50代の子を支えている問題（8050問題）や、子育てと介護を同時に抱える世帯の問題（ダブルケア）、高齢者が高齢者を介護する問題（老老介護）など、解決が困難な問題に直面しています。

また、今後の人口構造の推移では、2025年以降、団塊の世代（昭和22～24年の第1次ベビーブーム期に生まれた世代）が75歳以上となり、「現役世代の急減」の局面を迎えると見込まれています。

このように、現在の社会では、これらの様々な問題への対応が必要であり、社会の活力の維持向上と地域の活性化をどのように図るかが重要課題となっています。

(2) 国の動き

近年の地域福祉に関する国の動きとして、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」以降、「地域共生社会」を提示し、その実現に向けた議論が進められてきました。

①新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

時代の背景を受け、国では、平成 27 年 9 月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を取りまとめました。これは、高齢者、障害者、児童等といった区別に関係なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を示したものです。

②日本一億総活躍プラン

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を提示し、「住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」「市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくり」などを進めることとしました。

③「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

平成 28 年 7 月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域力強化検討会」で、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方や、包括的な相談支援体制の整備の在り方等について検討を重ね、同年 12 月に中間とりまとめを、平成 29 年 9 月に最終報告を公表しました。このなかでは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみや、「丸ごと」の総合相談支援体制として、①住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくり、②市町村における包括的な相談支援体制、③地域福祉計画等の法令上の取扱い、④自治体、国等の役割について示しています。

④社会福祉法の改正

地域力強化検討会を踏まえ、社会福祉法の一部改正を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 5 月に成立、平成 30 年 4 月に施行され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の実現を目指しています。主な改正内容は、①地域住民等は生活課題を把握し解決を図る、②国や地方公共団体の地域福祉推進の努力義務、③市町村は、生活課題の解決に向けた包括的支援体制を整備するよう努める、④地域福祉計画の策定の努力義務化などがあげられます。

■社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者の事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 刈谷市の動き

本市では、平成 16 年度に「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」を基本理念とした「刈谷市地域福祉計画」を、平成 21 年度には「第 2 次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組みました。

市社会福祉協議会では、平成 11 年度に「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「刈谷市社協地域福祉活動計画」を、平成 17 年度には市と基本理念を同じくした「第 2 次かりや地域福祉活動計画」、平成 23 年度には「第 3 次かりや地域福祉活動計画」を策定し、市とともに地域福祉の推進を図ってきました。

平成 26 年度には、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連携をさらに強めて課題と取組を推進するため、両計画を 1 つの計画として、「第 3 次刈谷市地域福祉計画」を策定し、基本理念の実現に向けて取り組んできました。

第 3 次計画期間中には、福祉・健康フェスティバルや福祉実践教室の開催などによる「福祉への理解の促進」、コミュニティソーシャルワーカーの配置、刈谷市民ボランティア活動センターの運営などによる「支え合いのしくみづくり」、障害者・児童・高齢者といった各福祉分野におけるサービスの提供などによる「地域における福祉サービスの充実」、避難行動要支援者名簿の作成や成年後見支援センターの設置などによる「地域での見守りと権利擁護の推進」といった取組を進めてきました。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、これまでの活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第 4 次刈谷市地域福祉計画を策定することとします。

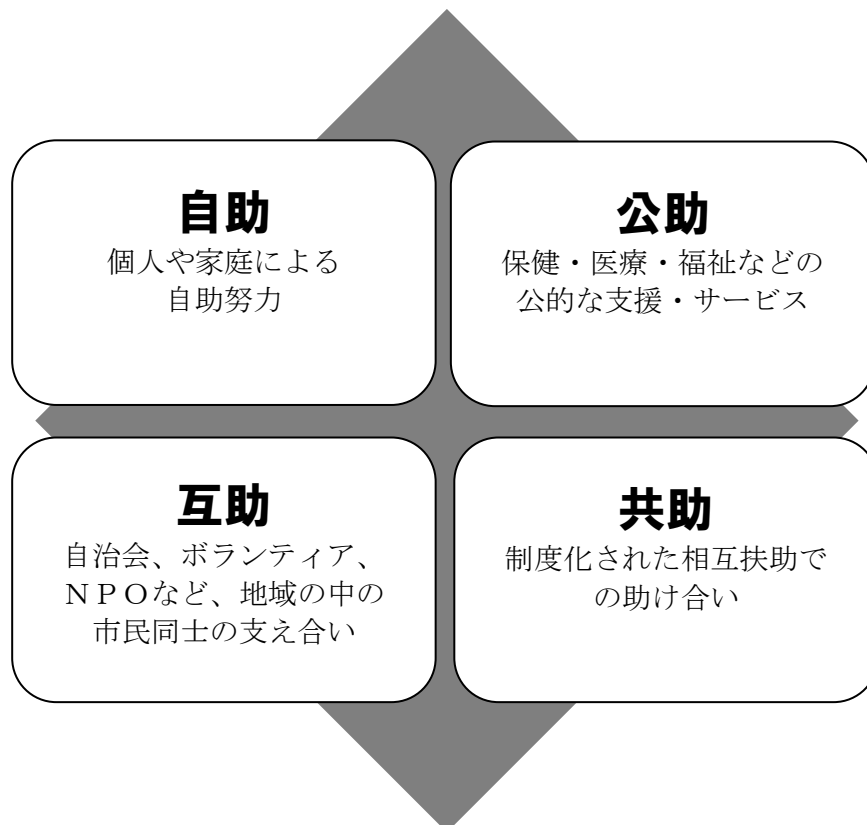
■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の概要

	平成 12 (2000)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)	平成 21 (2009)	平成 22 (2010)	平成 24 (2012)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 31 (2019)
地域福祉 計画	◆計画の根拠・性格：社会福祉法第 107 条。行政計画（行政計画ではあるが、公民共働の計画策定が重要であり、その策定手法・経過が特徴となっている。）									
				第 1 次		第 2 次			第 3 次 (一体的に策定)	
地域福祉 活動計画	第 1 次		第 2 次			第 3 次				
	◆計画の根拠・性格：社会福祉協議会が中心となり、地域住民や関係団体、企業等とともに、福祉のまちづくりを目指すための実践的、具体的な活動計画。全国社会福祉協議会が「地域福祉活動計画策定指針」をまとめている。									

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、市（行政）、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民等が共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことです。住み慣れた地域で誰もが安心して暮せるよう、地域での見守り、声掛け、手助け等の助け合いや地域の課題解決に向けて、多様な組織又は住民の主体的な活動が重要となっています。

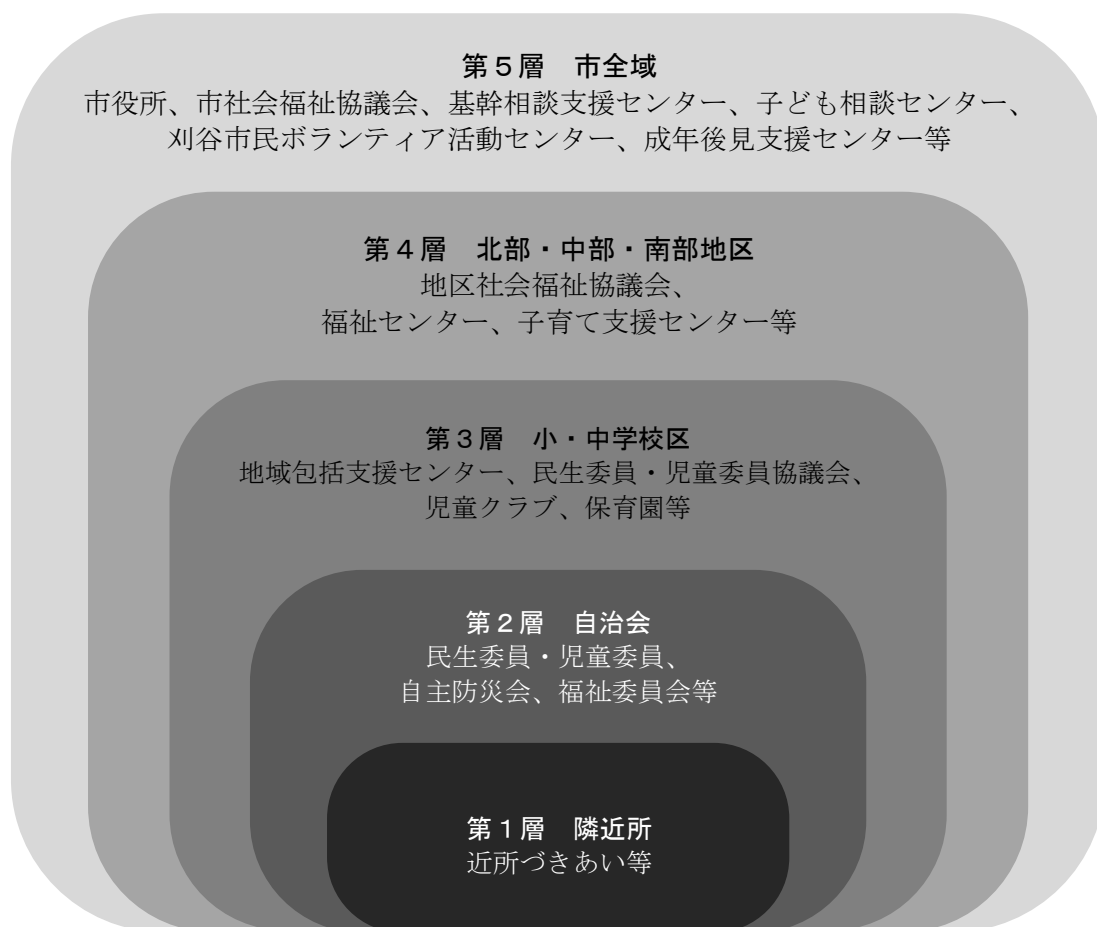
地域福祉においては、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO等の活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など、社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）といった、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。



3 地域福祉における圏域の考え方

地域福祉活動は、隣近所で作られる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で作られる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

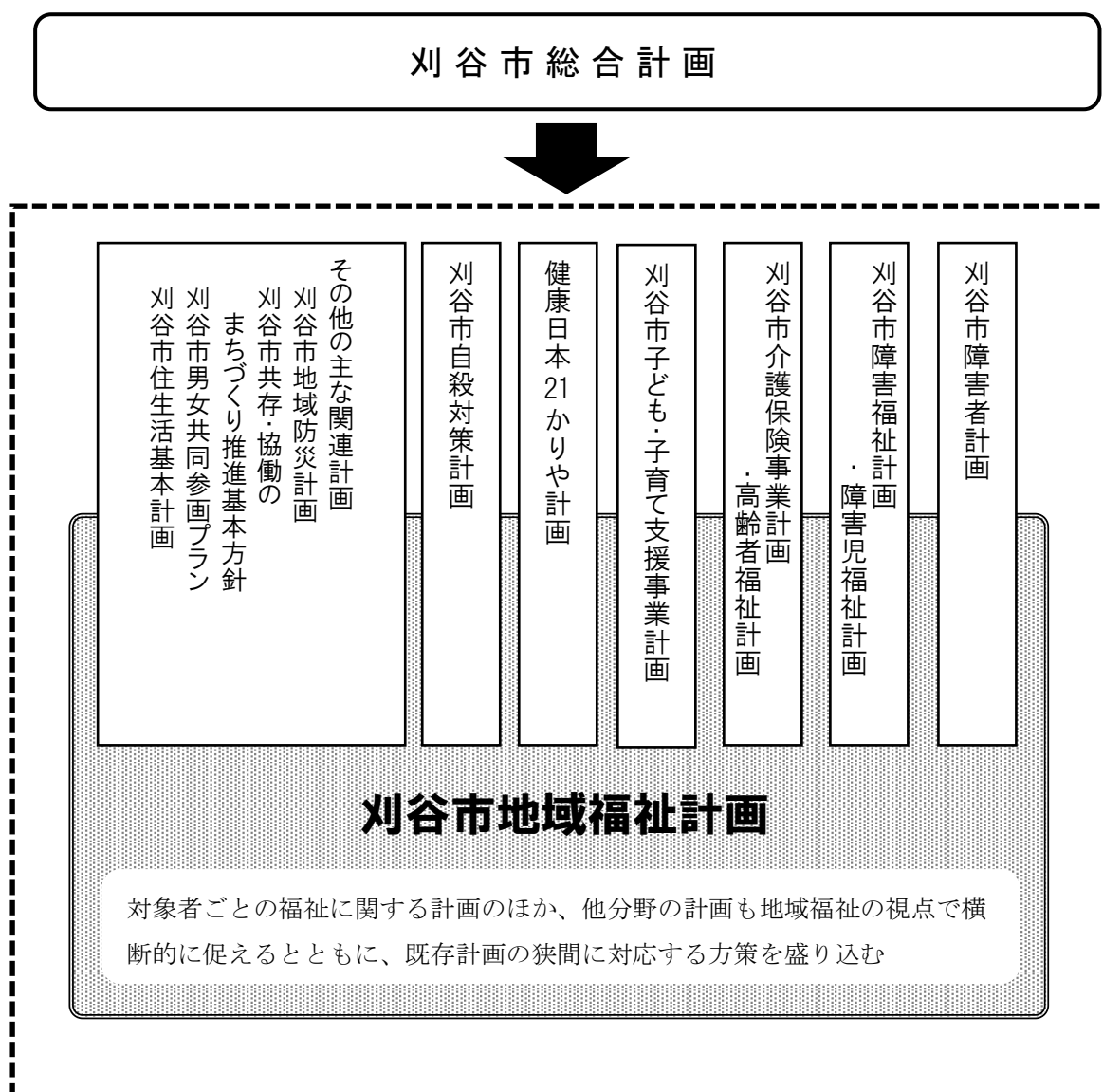
【5層の圏域と行政機関・関係団体のイメージ】



4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画（刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉・障害児福祉計画、健康日本 21 かりや計画、刈谷市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、刈谷市子ども・子育て支援事業計画等）のほか、防災、生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しました。



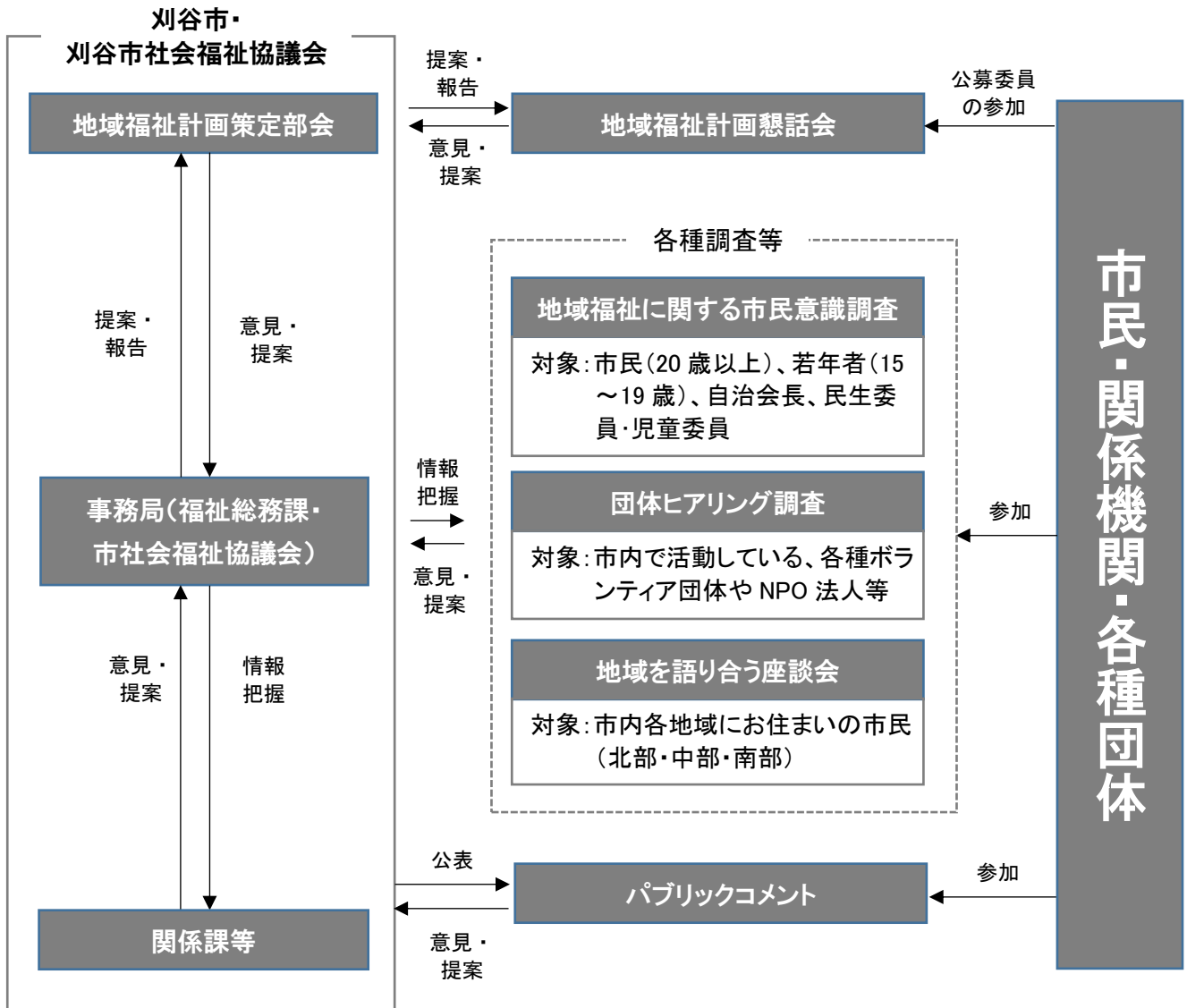
5 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
総合計画	基本構想(2011年～2030年)									
	基本計画					基本計画				
地域福祉計画	第3次					第4次				
障害者計画				基本計画						次期
障害福祉計画	第4期		第5期			第6期		第7期		
障害児福祉計画				第1期		第2期		第3期		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第6期		第7期		第8期			
子ども・子育て支援事業計画	第1期				第2期					
健康日本21かりや計画					第2次					第3次
自殺対策計画					第1期					第2期

6 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、各種調査等を実施し、庁内の関係課等で組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容等について検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表等で構成する地域福祉計画懇話会で協議を行い、策定しました。



第2章 刈谷市の状況

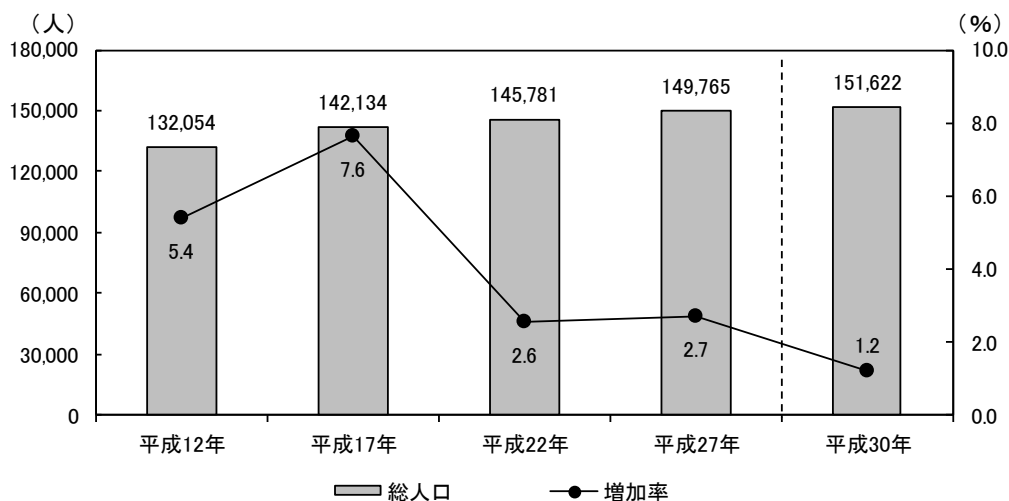
1 統計で見る状況

(1) 人口

本市の総人口は、平成30年10月1日現在151,622人で、平成12年からの18年間で19,568人、14.8%増加しています。

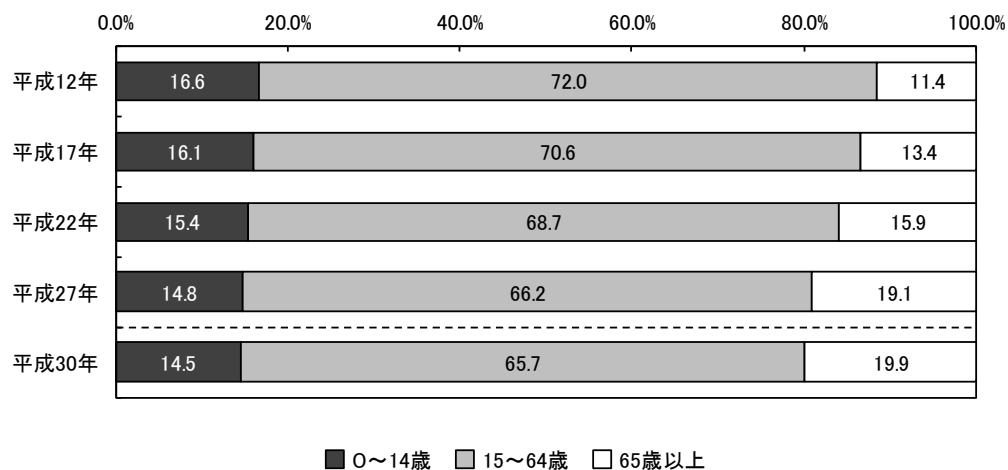
年齢の3区分別にみると、65歳以上の人口割合が増加し、その他の区分で人口割合が減少しています。平成22年以降は、65歳以上の人口割合が0～14歳の人口割合を上回っています。

■人口の推移



資料：平成27年までは国勢調査、平成30年は住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分別構成比



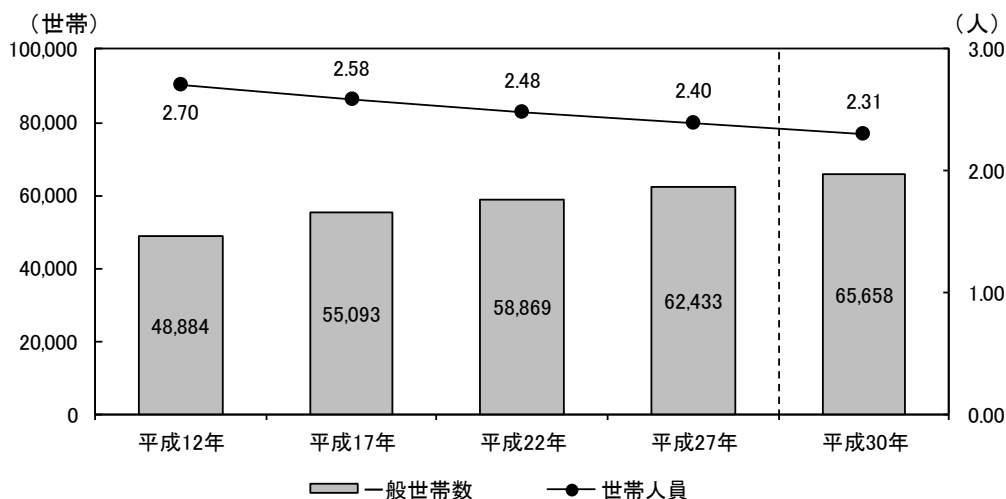
資料：平成27年までは国勢調査、平成30年は住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯

本市の世帯数は、平成 30 年 10 月 1 日現在 65,658 世帯となっており、増加を続けています。一方、1 世帯あたりの平均世帯人員は、2.31 人となっており、減少を続けています。

世帯類型をみると、核家族が 50%以上を占めているほか、単独世帯の割合が増加傾向にあります。

■世帯数と世帯人員の推移



資料：平成 27 年までは国勢調査、平成 30 年は住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■一般世帯の状況

区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯総数		48,884 (100.0)	55,093 (100.0)	58,869 (100.0)	62,433 (100.0)
親族世帯	核家族世帯	27,315 (55.9)	29,916 (54.3)	31,643 (53.8)	34,106 (54.6)
	その他の親族世帯	6,045 (12.4)	5,849 (10.6)	5,534 (9.4)	4,695 (7.5)
非親族世帯		186 (0.4)	397 (0.7)	531 (0.9)	603 (1.0)
単独世帯		15,338 (31.4)	18,931 (34.4)	21,160 (35.9)	22,990 (36.8)

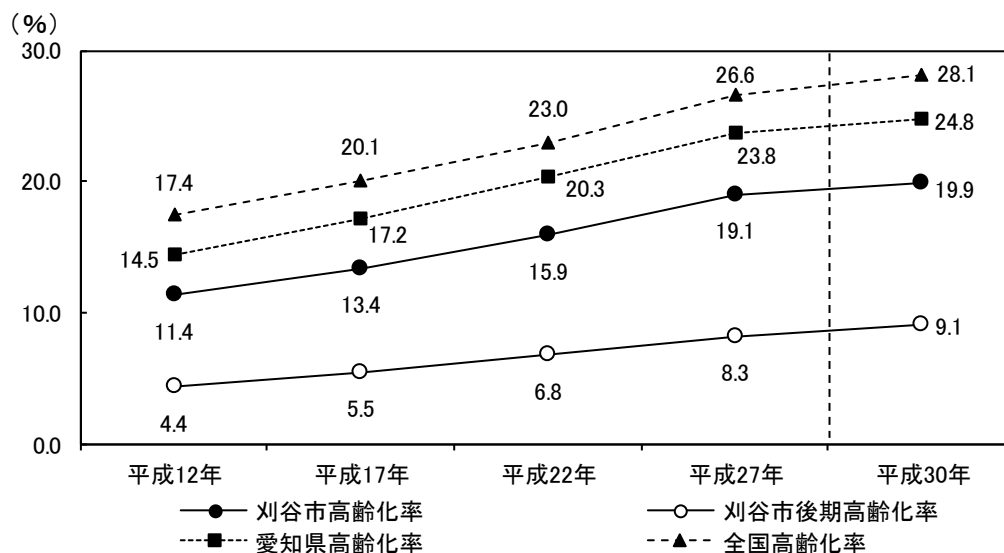
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率

本市の高齢化率は、平成30年10月1日現在19.9%となっており、平成12年から8.5ポイント上昇しています。本市は、全国、県よりも低い率で推移しています。

■ 高齢化率の推移

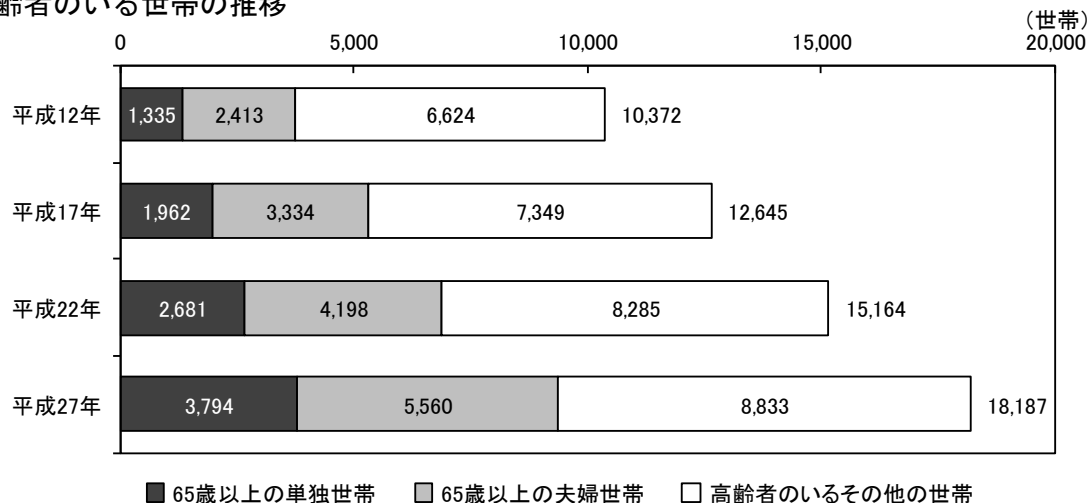


資料：平成27年までは国勢調査、平成30年は、全国は「総務省統計局人口」、愛知県は「あいちの人口」、刈谷市は住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 高齢者世帯

高齢者のいる世帯は、平成27年の国勢調査によると、18,187世帯となっており、平成12年と比べると約1.8倍に増加しています。また、平成27年においては、65歳以上の単独世帯は3,000世帯を超えているほか、65歳以上の夫婦世帯は5,000世帯を超え、これらの合計数は、高齢者のいる世帯全体の半分を超えています。

■ 高齢者のいる世帯の推移

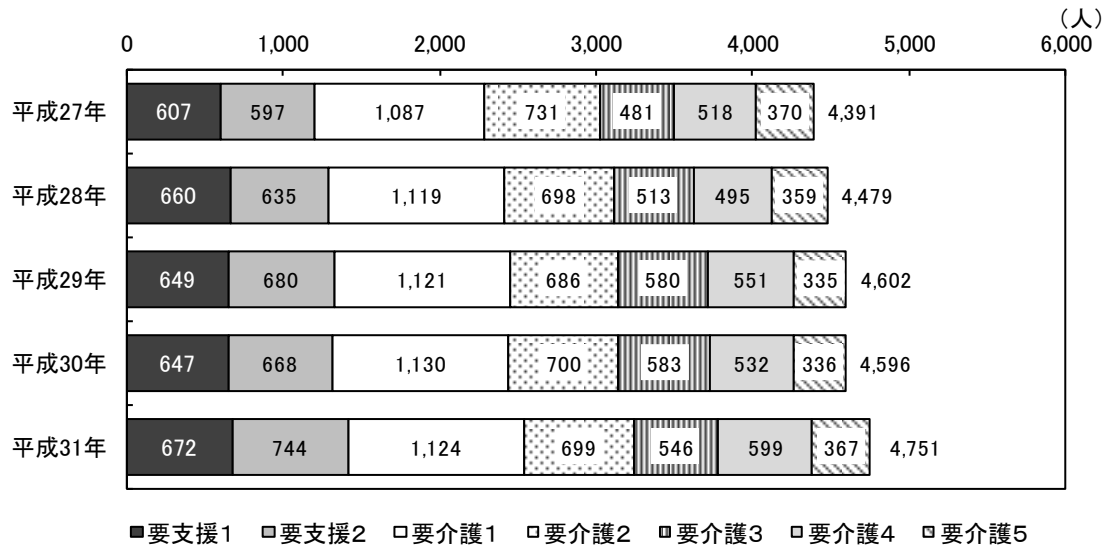


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③要介護認定者

要介護認定者は年々増加しており、平成31年3月31日現在で4,700人を超えています。

■要介護認定者の推移

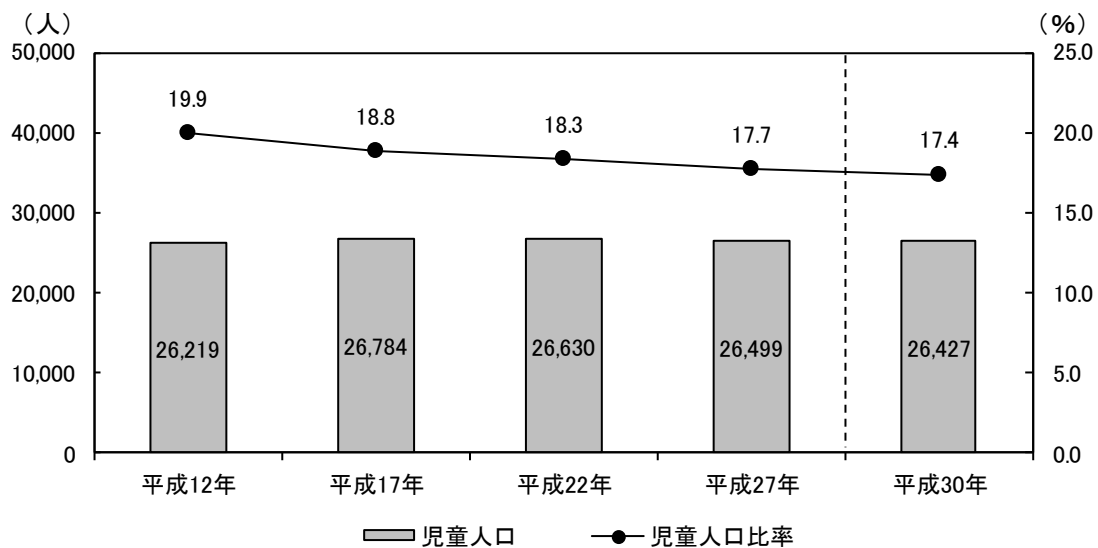


資料：介護保険状況事業報告（各年3月31日現在）

（４）子どもの状況

18歳未満の子ども数は、平成30年10月1日現在26,427人となっており、総人口に占める割合は17.4%です。近年は、26,000人台で推移していますが、割合は低下しています。

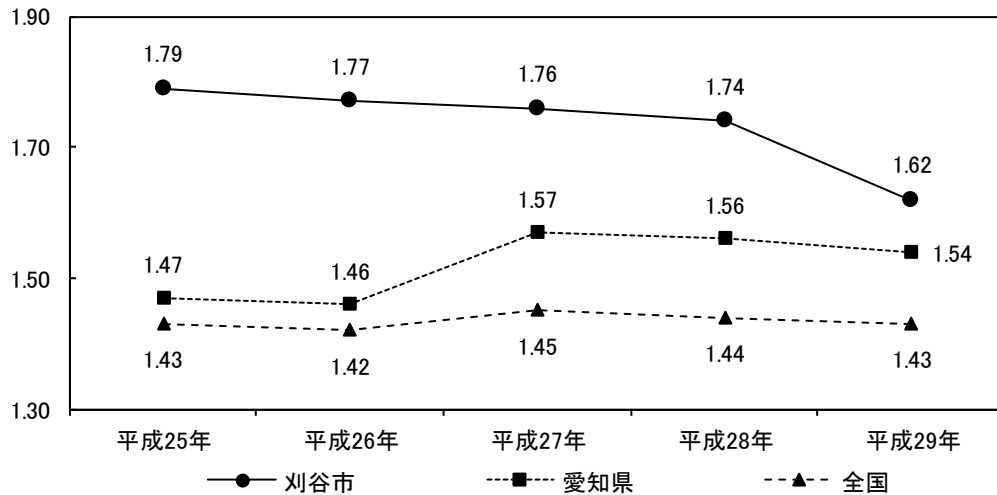
■児童人口の推移



資料：平成27年までは国勢調査、平成30年は住民基本台帳（各年10月1日現在）

合計特殊出生率は、近年で減少傾向にあるものの、全国、愛知県と比べると高い水準です。

■合計特殊出生率の推移



(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

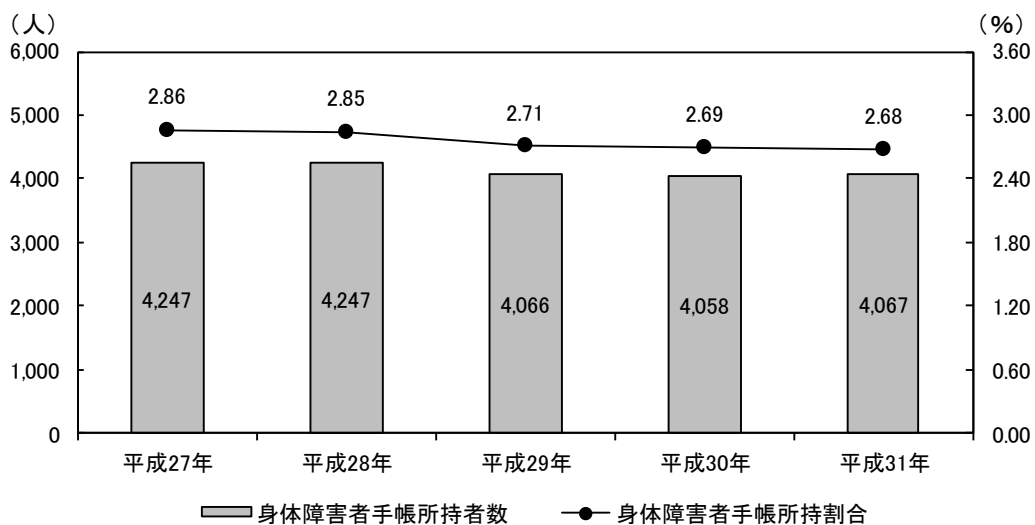
資料：愛知県人口動態統計、刈谷市

(5) 障害のある人の状況

①身体障害のある人

平成31年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は4,067人であり、総人口の2.68%を占めています。近年は、手帳所持者数がほぼ横ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者の推移

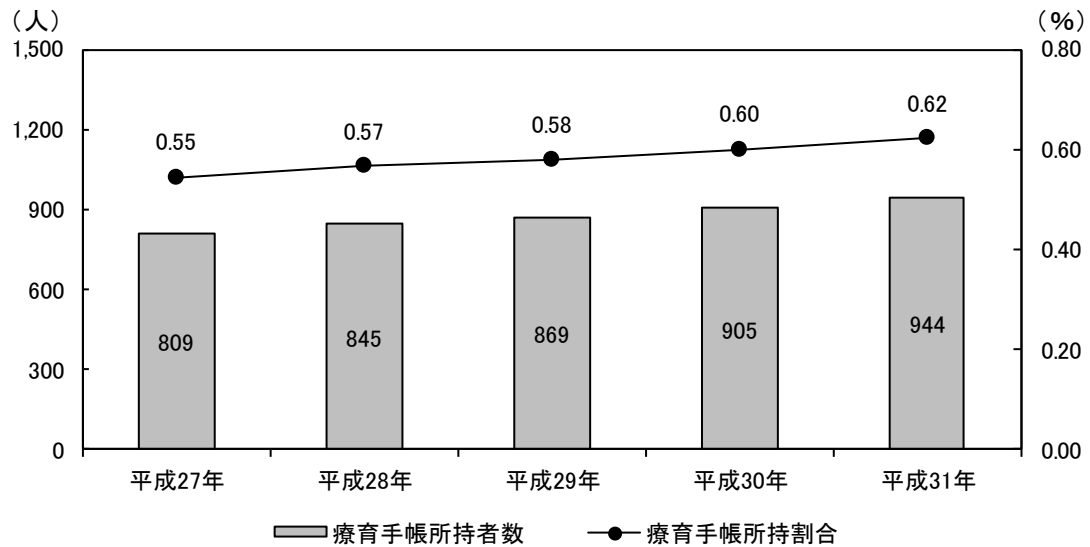


資料：刈谷市（各年4月1日現在）

②知的障害のある人

平成31年4月1日現在の療育手帳所持者数は944人であり、総人口の0.62%を占めています。近年は、手帳所持者数が増加傾向にあります。

■療育手帳所持者の推移

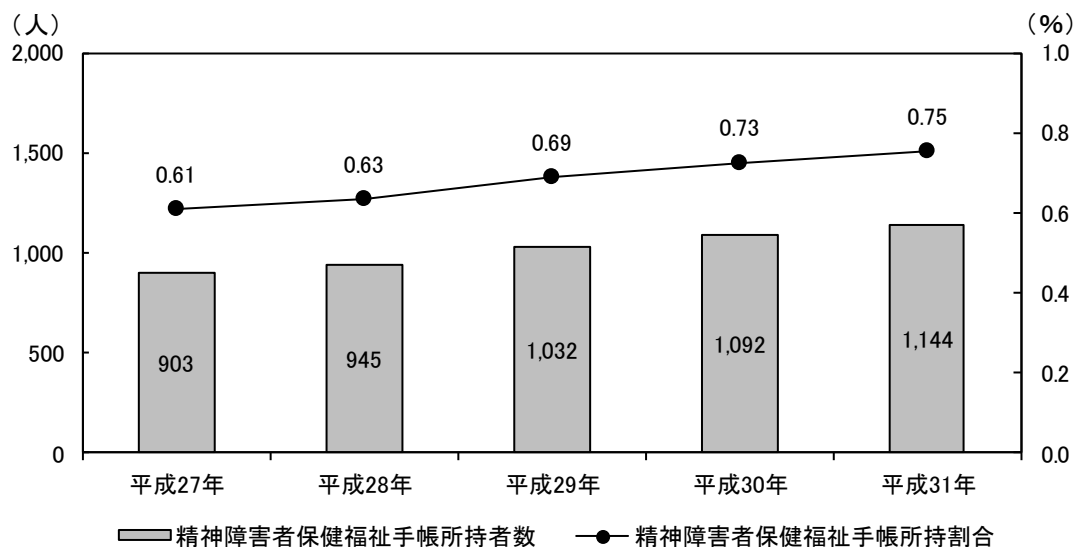


資料：刈谷市（各年4月1日現在）

③精神障害のある人

平成31年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,144人であり、総人口の0.75%を占めています。近年は、手帳所持者数が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

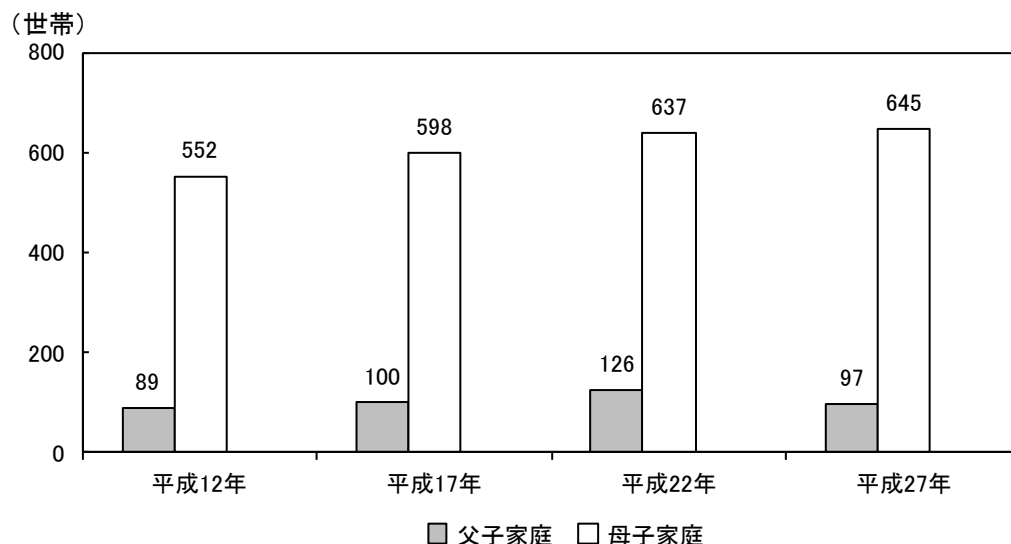


資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(6) ひとり親世帯の状況

平成27年の国勢調査によると、本市の母子世帯は645世帯、父子世帯は97世帯となっており、平成22年から27年にかけて、母子世帯は増加し、父子世帯は減少しています。

■母子・父子家庭世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 外国人の状況

本市の外国人住民数は、平成30年10月1日現在4,757人です。国籍別にみると、フィリピンが約1,100人を超えて最も多く、次いで中国、ブラジルとなっています。

■外国人住民人口の推移

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
外国人住民人口	3,588	3,686	4,036	4,364	4,757
フィリピン	994	1,017	1,089	1,109	1,149
中国	886	900	931	981	1,041
ブラジル	701	664	708	798	857
ベトナム	213	259	352	468	665
韓国および朝鮮	330	311	318	325	320
インドネシア	91	114	163	139	149
タイ	35	45	63	84	76
スリランカ	31	41	56	73	71
ペルー	51	53	60	62	67
その他	256	282	296	325	362

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(8) 被保護世帯の状況

本市の被保護世帯数（生活保護受給世帯）は、平成31年3月31日現在496世帯で、被保護率は4.00%と減少傾向にあります。被保護世帯の内訳をみると、高齢世帯が最も多くなっています。

■被保護世帯及び被保護率の推移

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
被保護世帯数(世帯)	611	561	539	515	496
高齢世帯	217	240	253	255	250
母子世帯	40	38	23	18	18
傷病・障害世帯	219	180	165	158	151
その他の世帯	135	103	98	84	77
被保護人員(人)	832	745	692	639	608
総人口(人)	148,419	149,245	150,135	150,617	151,981
被保護率(%)	5.61	4.99	4.61	4.24	4.00

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(9) 地域団体等の状況

本市の自治会、子ども会、いきいきクラブ（老人クラブ）の加入割合をみると、自治会は近年6割台で推移し、子ども会といきいきクラブは減少傾向となっています。

■地域団体等の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
自治会	会数	23	23	23	23	
	世帯数(世帯)	42,348	42,473	43,677	43,704	44,281
	加入割合(%)	67.9	67.1	68.1	67.4	66.9
子ども会	会数	106	102	99	78	76
	会員数(人)	4,158	3,844	3,673	3,068	2,757
	加入割合(%)	48.2	44.8	42.5	35.0	32.0
いきいきクラブ	会数	57	55	55	55	55
	会員数(人)	7,843	7,632	7,424	7,253	6,972
	加入割合(%)	22.0	21.1	20.3	19.7	18.7
総人口(人)	148,419	149,245	150,135	150,617	151,981	
世帯数(世帯)	62,409	63,270	64,140	64,833	66,199	

(注) 子ども会の数値は、刈谷市子ども会育成連絡協議会加入の数値です。

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(10) ボランティア団体、NPO法人の状況

平成31年3月31日現在、刈谷市民ボランティア活動センターに登録のある団体は526団体となっており、近年は増加傾向にあります。

本市に主たる事業所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）は、平成31年3月31日現在27法人です。

また、市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録のある団体は、平成31年3月31日現在147団体です。

■刈谷市民ボランティア活動センター登録団体等の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
団体数(団体)	451	473	488	510	526
個人(人)	177	186	196	205	217

資料：刈谷市（各年3月31日現在）

■特定非営利活動法人（NPO法人）の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
愛知県(法人)	1,071	1,088	1,119	1,138	1,137
刈谷市(法人)	26	27	27	25	27

資料：愛知県（各年3月31日現在）

■市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体等の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
団体数(団体)	140	142	152	147	147
個人(人)	27	19	42	12	32

資料：刈谷市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

2 第3次計画の振り返り

第3次計画の基本目標ごとに、施策の実施概要、各調査等の結果、成果指標から振り返り、課題を展望します。

(1) 福祉への理解の促進

① 施策の実施概要

市や市社会福祉協議会では、「市民だより」や「刈谷市社協だより」、福祉・健康フェスティバル等の機会を通じて、市民への広報・啓発活動を進めてきました。児童・生徒に対しては、福祉実践教室等を通じて、障害や障害のある人への理解を深める取組を行いました。

施策の方向	取組概要
広報・啓発活動の充実	○「市民だより」や「刈谷市社協だより」、ホームページにおける各福祉制度やサービスの紹介 ○福祉・健康フェスティバルや各種講座の開催
福祉教育の充実	○福祉実践教室等の開催 ○認知症サポーター養成講座の開催

② 各調査等結果

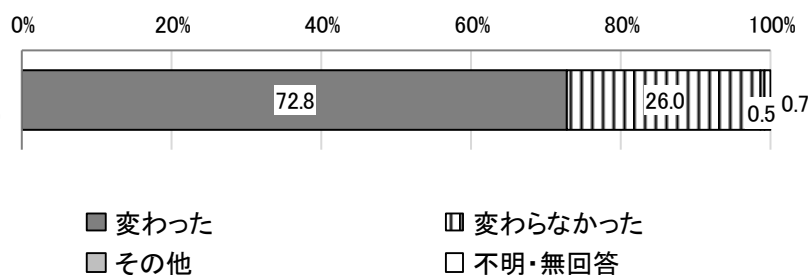
市民意識調査では、若年者へのアンケートにおいて、学校やボランティア活動等で福祉を学んだ後で意識が「変わった」と回答した人に、どのような福祉教育が意識を変えたかたずねたところ、「保育体験」が47.0%と最も多く、次いで「バリアフリー体験（車いす、アイマスク等）」が45.8%、「障害のある人との交流」が34.5%となっています。

団体ヒアリング調査では、福祉実践教室や啓発活動のほか、勉強会や交流により、福祉への理解を深めている状況がみられます。一方、今後も障害のある人への理解や、障害のある人の生活に関わる知識への理解を深める必要がある、という意見もあがっています。

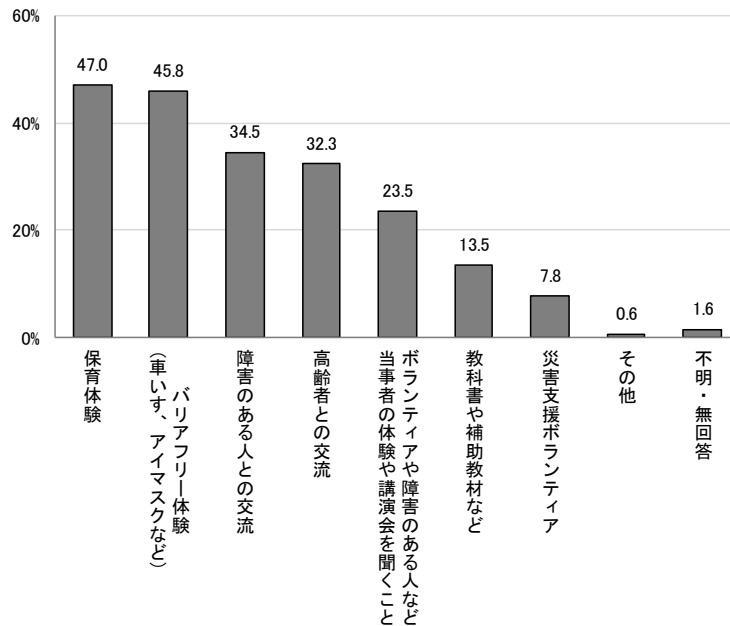
地域を語り合う座談会では、認知症への理解を深める取組がみられるものの、地域福祉に対する考え方の認識を深める必要がある、という意見もあがっています。

■ 市民意識調査より

・福祉教育を学んだ前と後で福祉についての意識が変わったか【若年者】(N=438)



・どんな福祉教育が意識を変えたか（複数回答）【若年者】（N=319）



■団体ヒアリングより

状況・取組	<p>地域の方と一緒にやっていることや地域に向けて行っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈谷市内の小中学校の福祉実践教室や、企業、市民への啓発活動【障害者団体】 <p>他の団体等と連携して行っている地域での活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設や市社会福祉協議会と連携して勉強会の開催【障害者団体】 ・小学校の手芸クラブ担当が体験教室に参加【高齢者団体】
意見・課題	<p>他の団体と連携する上で困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・福祉・障害のある人と地域の人の間に見えない壁を感じる。【障害者団体】 <p>住民から聞く地域の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークをつけるか、つけないか悩んでいる人がいることから、特徴等を啓発したほうが良いのでは。【障害者団体】 ・ガイドブックで福祉サービスが紹介されていても、なかなか見る機会がなく、情報が行き届いていない可能性がある。【高齢者団体】

■地域を語り合う座談会より

状況・取組	・認知症に関する勉強会を開催している。
意見・課題	・「地域福祉」という言葉が多分認識されていない。

③成果指標の達成度

「福祉を学んだことがある人の割合」は目標値を達成しましたが、「社会福祉協議会の認知度」については、現状値より上昇したものの、さらなる周知が必要です。

指標項目・区分	平成 20 年	平成 25 年	調査結果 (平成 30 年)	目標値 (平成 30 年)
◆福祉を学んだことがある人の割合				
若年者調査	70.5%	72.0%	78.2%	77.0%
◆社会福祉協議会の認知度(名前も活動も知っている)				
一般市民調査	13.4%	12.6%	15.4%	18.0%

④総括・課題

福祉に関する啓発活動や福祉教育の推進、交流の機会などを通じて福祉への理解が進み、福祉に対する意識が変わっている現状がうかがえます。一方、地域福祉や障害のある人、認知症等への理解を深める必要があるとの指摘もみられます。

子ども、高齢者、障害のある人など、すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合いながら、継続して地域福祉の意識啓発を進めることが必要です。

(2) 支え合いのしくみづくり

① 施策の実施概要

これまでに、ボランティア養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を開くなど、ボランティアの育成を図ってきました。

地域のネットワークづくりとしては、地区社会福祉協議会や福祉委員会による地域の課題解決に向けた取組をはじめとして、子育て支援団体のネットワーク会議、高齢者を支える地域ケア会議などを通じて福祉に関わる機関・団体同士の連携が進んでいます。

施策の方向	取組概要
地域福祉を支える人づくり	○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ○ボランティアセンターの運営
地域のネットワークづくり	○子育て支援団体のネットワーク、ボランティアと福祉施設とのネットワーク、子どもを含めた地域での福祉活動の支援
住民主体による地域課題を解決する場づくり	○地区社会福祉協議会の活動支援 ○市内3地区へコミュニティソーシャルワーカーの配置

② 各調査等結果

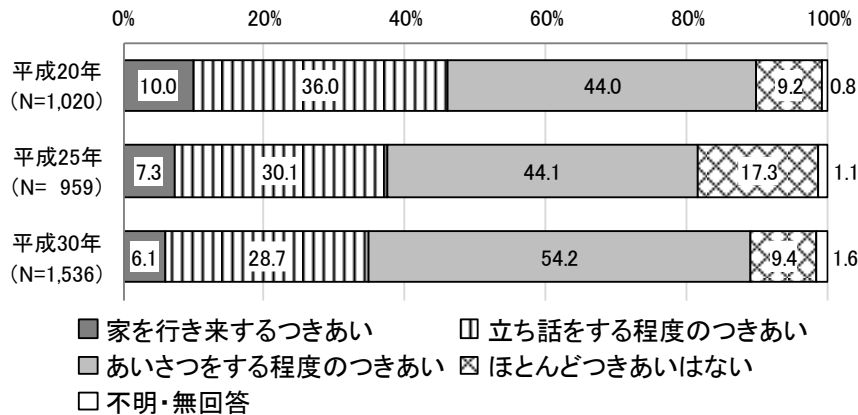
市民意識調査では、ボランティア活動への参加経験がある人の割合は、20歳以上市民で約4割、若年者で約8割となっています。近所づきあいについては、普段、あいさつをする程度の付き合いが多く、家を行き来するつきあいや、立ち話をする程度のつきあいは減少傾向にあります。一方、お互いがわずらわしくない程度には近所づきあいは必要と感じている割合が高いことから、ある程度のつきあいは必要との考えがうかがえます。

団体ヒアリングでは、地域の人と一緒に地元の祭りやイベントを行っているほか、他の団体と連携して活動の共同開催、活動内容のPR、要支援者への情報提供などに取り組んでいることが分かりました。また、地域住民から聞く問題として、地域づくりへの意識の醸成の難しさ、子育ての孤立、イベントへ参加する若者が少ないなどの意見があがっています。

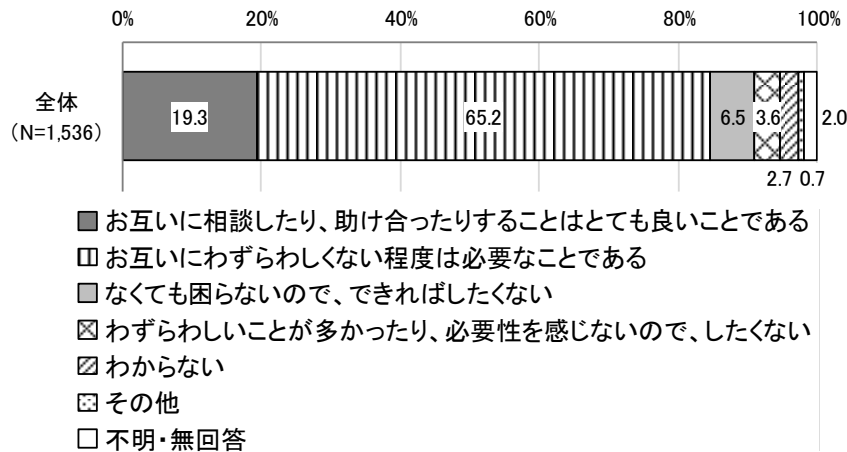
地域を語り合う座談会では、自治会によっては、「お互い様」の関係がみられたり、声をかけたり、交流したりするところもあるものの、自治会の維持、地域の中での情報共有、「地域の住民」としての意識、買い物で困っている高齢者への支援などの課題もあがっています。

■市民意識調査より

・近所づきあいの程度【20歳以上】



・近所づきあいに対する考え【20歳以上】



■団体ヒアリングより

状況・取組	<p>地域の方と一緒にいることや地域に向けて行っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の祭りへの参加、サロン活動の開催、防災訓練等の地域でのイベントへの参加・イベントの主催【障害者団体、子育て支援団体、高齢者団体、防災団体、その他】 ・主催するイベントに協力していただく、市民へ衣料回収を呼びかけ協力していただくなどの地域の方から支援を受ける活動【障害者団体、その他】 <p>他の団体等と連携して行っている地域での活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業での就業体験、講演・体験会開催時の広報や手伝い【障害者団体】
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて支援が必要だと思われる親子へ団体の紹介、自治会の回覧板への掲示で団体を紹介【子育て支援団体】 ・サロンや認知症カフェ立ち上げや活動の広報や活動支援の協力【高齢者団体】 ・防災訓練・運動会等での消火器の取扱訓練【防災団体】
意見・課題	住民から聞く地域の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの意識づくりに困難さ、難しさを感じる。【高齢者団体】 ・地域と活動する中で、地域のイベント等に参加する若者が少ない。特に祭礼等は子どもか高齢者がほとんど。【その他】

■地域を語り合う座談会より

状況・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「お互い様」が通じる地域である。 ・町づくりで少しずつ仲間意識ができ始めている。 ・顔を見たら声をかけあえる。 ・福祉委員会の会議等を通じた交流・情報交換を行っている。 ・ラジオ体操や麻雀、カラオケを通じて交流を図っている。
意見・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に未加入の人が多く、役員が高齢化している。 ・地域の中での情報共有などが進まない。 ・ゴミ出しのルールを守らないなど、「地域の住民」としての意識の低下を感じる。 ・買物に行けない独居老人が居ても救いの手がない。

③成果指標の達成度

「ボランティア活動への参加割合」は一般市民、若年者共に目標値に近い結果となっています。今後も気軽に参加できるボランティアの機会をつくるなど、地域福祉活動に関わる場づくりが大切です。

■成果指標の達成度

指標項目・区分	平成 20 年	平成 25 年	調査結果 (平成 30 年)	目標値 (平成 30 年)
◆ボランティア活動への参加割合(活動中+参加経験あり)				
一般市民調査	34.8%	26.4%	39.3%	40.0%
◆ボランティア活動への参加割合(活動中+参加経験あり)				
若年者調査	59.0%	61.0%	77.1%	66.0%

④総括・課題

地域福祉活動は、地域住民がボランティアとして参加したり、団体の活動の趣旨に賛同して参加したりすることで支えられている面が多く、地域住民の力は必要不可欠です。

しかしながら、地域においては近所づきあいが乏しいことや、地域福祉活動の担い手がない、後継者がいないなどの状況がみられます。地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、活動に参加したいと思う市民が参加しやすいしくみづくり、団体同士がネットワークづくりに取り組むなど、地域福祉活動を行いやすいしくみづくりが必要です。

(3) 地域における福祉サービスの充実

① 施策の実施概要

市では、親子、子ども、高齢者等に対し、気軽に集まる場を設けてきました。また、各福祉制度に基づき、市・市社会福祉協議会・事業者が、研修等によりサービスの質の向上を図りつつ、事業を展開しました。

施策の方向	取組概要
集いの場づくり	○親子、子ども、高齢者、障害のある人が気軽に集える場の提供（子育て支援センター、放課後子ども教室、老人いこいの場、地域活動支援センター等）
生活支援サービス等の構築	○生活支援に関するサービスの実施（配食、ごみ出し、タクシー利用助成等）
社会福祉を目的とする事業の充実	○医療、福祉、介護、教育等の各分野の連携による障害者、子ども、高齢者のケア体制の推進 ○福祉サービスに関わる職員への研修

② 各調査等結果

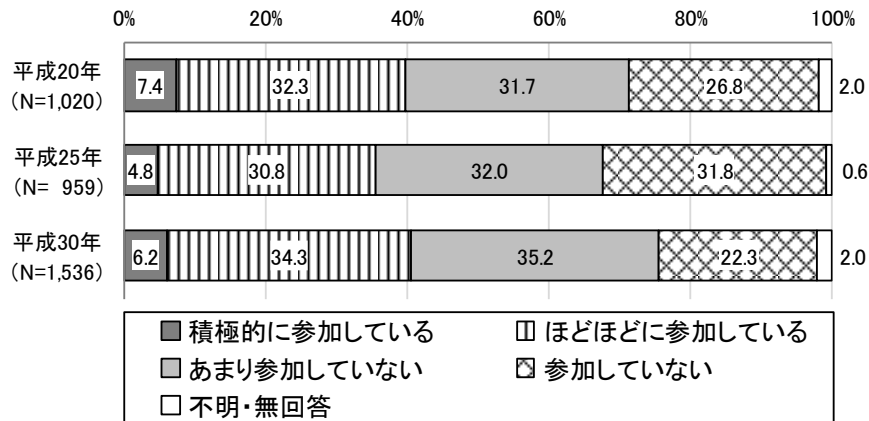
市民意識調査では、地域の活動や行事には「あまり参加していない」が最も多いですが、参加している割合は増えています。地域の活動や行事に参加していない理由は「時間的な余裕がないから」「知らない人ばかりで参加しにくいから」「活動・行事の情報を知らないから」の順で多くなっています。

団体ヒアリングでは、福祉施設と連携して作業の手伝いを行う、あるいは、入所者の様子について情報共有を図るなどして、福祉サービスの充実につながっている現状がうかがえます。また、住民の活動拠点の偏在化や気軽に立ち寄って相談したり、情報を得たりする場があると良いなどの意見が聞かれています。

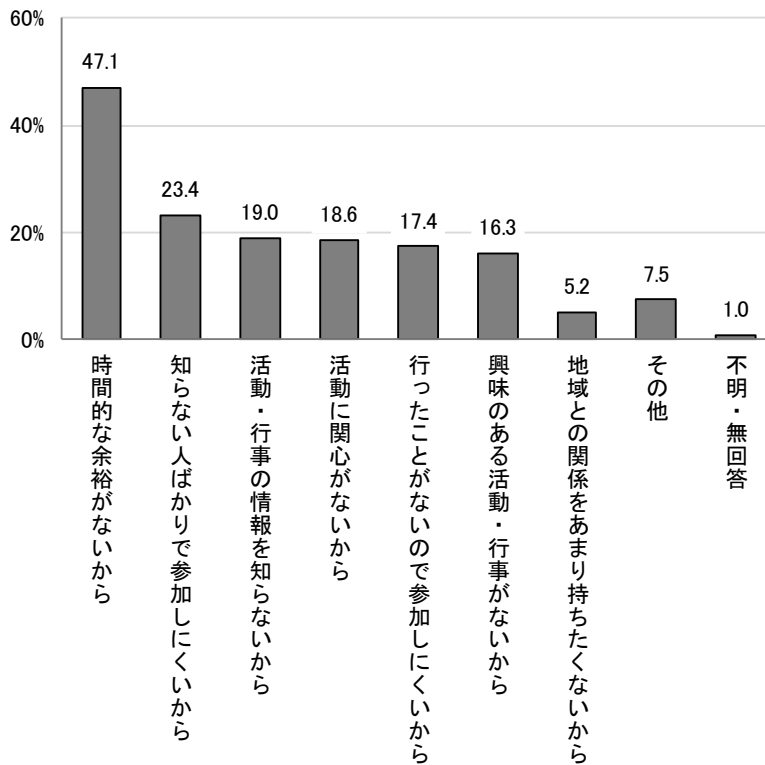
地域を語り合う座談会では、サロン活動で交流を図っている、多文化共生のコミュニティの広がりを感じているなどの意見があがっていました。課題としては、世代間交流や転入者と以前からの住民との交流する機会がない、多世代交流の機会や場所が少ない、サロンに参加したくても開催場所まで遠くて参加できないなどの意見があがっています。

■市民意識調査より

・地域の活動や行事への参加状況【20歳以上】



・地域の活動や行事に参加していない理由【20歳以上】(N=883)



■団体ヒアリングより

状況・取組	<p>他の団体等と連携して行っている地域での活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施設での作業の手伝いや調理実習等【障害者団体】 ・ グループホームでの入所者の様子の共有【障害者団体】 ・ 子育てコンシェルジュ事業における保育所、幼稚園との情報提供、情報共有【子育て支援団体】 ・ 高齢者施設に毎月訪問し、話し相手や工作等の手伝い【高齢者団体】 ・ 地域包括支援センターと活動の情報共有【その他】
-------	--

意見・課題	住民から聞く地域の問題 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活動拠点（サロン、カフェ、ボランティア、体操等の集いの場）の偏り。【高齢者団体】 ・情報が提供されても高齢者には伝わりにくい。気楽に立ち寄り、直接情報が得られる窓口や場が近くにあるとよい。【高齢者団体】
-------	--

■地域を語り合う座談会より

状況・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動を行っている。 ・多文化共生コミュニティの広がりがある。
意見・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と若者が交流する機会がない。 ・転入者（特にマンション）と以前からの住民とのコミュニケーションの場がない。 ・高齢者、子育て世代、若しくはみんなが集まることができる機会や場所が少ない。 ・サロンに参加したいが遠くて参加できない。

③成果指標の達成度

「刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合」は目標値に近い達成度となっています。今後「刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合」のさらなる向上を目指して、引き続き地域課題の把握と対策を行うことや、住民同士が交流を行う集いの場づくりが必要です。

■成果指標の達成度

指標項目・区分	平成 20 年	平成 25 年	調査結果 (平成 30 年)	目標値 (平成 30 年)
◆刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合(非常に高い+やや高い)				
一般市民調査	15.1%	15.7%	20.9%	21.0%
◆刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合(非常に進んだ+やや進んだ)				
一般市民調査	—	15.4%	16.9%	21.0%

④総括・課題

これまで、親子、子ども、高齢者、障害のある人といった、それぞれの対象者毎に対応する集いの場づくりは進んできていますが、今後は対象を区別しない、異種、異世代の住民同士による交流の場づくりをさらに充実させることが大切です。

また、年々、複雑・多様化する市民の生活課題を解決するため、住民個々のニーズに合った様々なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できるしくみづくりや環境づくりを推進していくことが求められます。

(4) 地域での見守りと権利擁護の推進

① 施策の実施概要

地域での見守り活動として、民生委員・児童委員による取組、地域ケア会議、地区社会協議会の活動、サロン活動など、多様な形で行っています。また、防災に関しては、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成したり、県との協力体制の整備を図ったりしています。相談体制については、市、市社会福祉協議会、子育て支援センター、地域包括支援センターのほか、第3次計画期間中に成年後見支援センターを整備しました。

施策の方向	取組概要
地域の見守り活動の推進	○民生委員・児童委員の活動支援 ○高齢者サロン・子育てサロン活動の支援 ○スクールガード等による子どもの見守り
災害時における要支援者への対策の推進	○避難行動要支援者名簿の情報提供
相談体制の充実と権利擁護の推進	○相談事業の充実（地域包括支援センター（高齢）、基幹相談支援センター（障害）、子育て支援センター（子育て）） ○成年後見制度の普及・啓発、相談対応
生活困窮者の自立支援	○生活困窮者自立支援法に基づく各種支援

② 各調査等結果

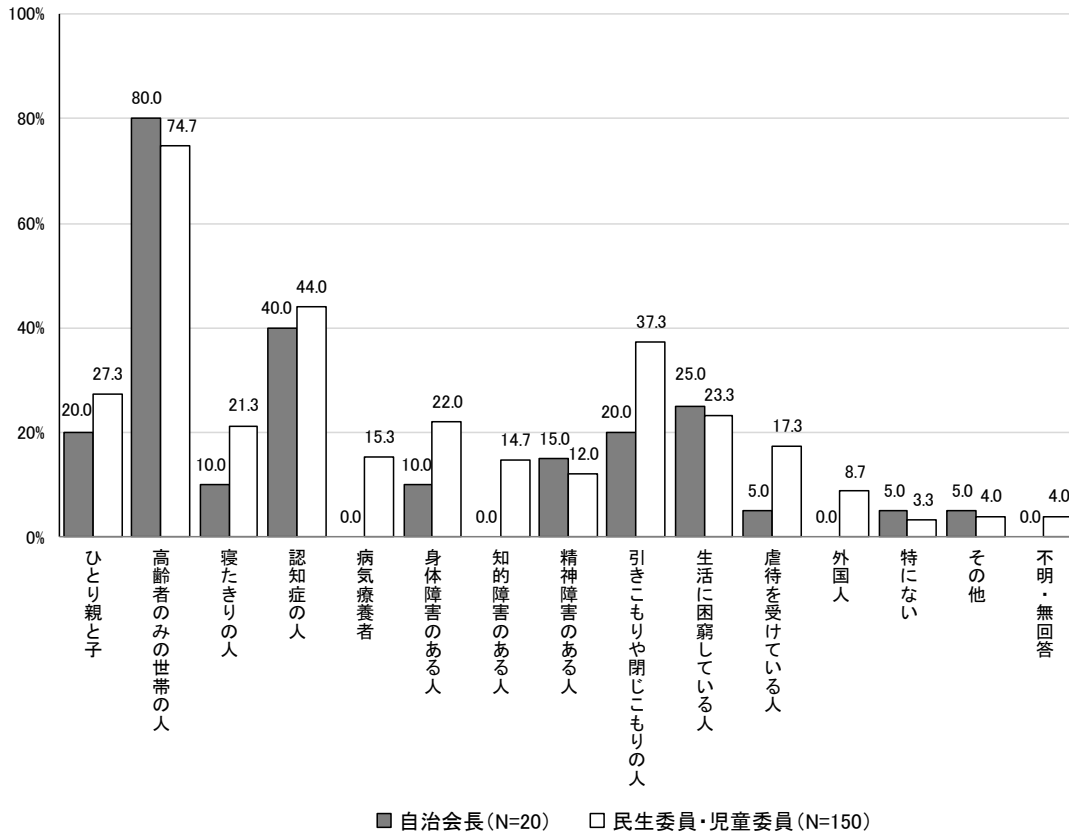
自治会長、民生委員・児童委員の市民意識調査では、これから特に支援が必要だと思う人は、「高齢者のみの世帯の人」が最も多く、「認知症の人」「引きこもりや閉じこもりの人」「ひとり親と子」「生活に困窮している人」も多くなっています。また、支援が必要な人の情報の活用については、「見守り・声かけ活動」「福祉サービスの情報提供」が多くなっています。

団体ヒアリングでは、各団体が要支援者に対して、居場所の提供、情報発信、相談対応を行っているほか、災害時要配慮者への対応について検討したり、他の機関と連携した防犯活動を行ったりしている状況がうかがえます。また、住民から聞く地域の課題として、身近で支えてくれる人が高齢化した時の要支援者への対応、防災活動の充実に関する課題があがっています。

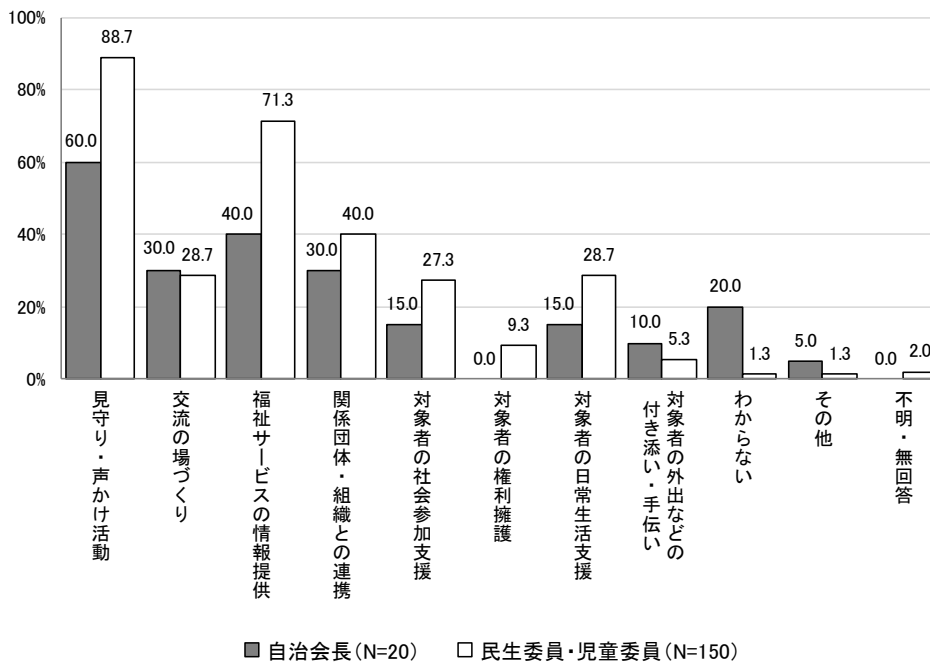
地域を語り合う座談会では、市民だよりの配布の機会を活用して見守り活動を行ったり、地域のつながりを深める防災活動が行われたりしています。今後に向けては、車いすでも移動しやすい道路の整備、空き地・空き家の管理、地域に出てこない要支援者への対応などに関する意見があがっています。

■市民意識調査より

・活動している地区内で今後支援が必要な人【自治会長、民生委員・児童委員】



・要支援者の情報の活用に対する考え【自治会長、民生委員・児童委員】



■団体ヒアリングより

<p>状況・取組</p>	<p>他の団体等と連携して行っている地域での活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の居場所での傾聴【障害者団体】 ・ホームページによる情報発信【障害者団体】 ・子育て支援センターとの協働【子育て支援団体】 ・民生委員と連携した実態調査で気になる人の相談対応【高齢者団体】 ・災害時要配慮者の避難についての検討【防災団体】 ・商工会、警察と一緒に、詐欺・万引き対策等の啓発活動【その他】
<p>意見・課題</p>	<p>住民から聞く地域の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりの子どもを持った高齢の親から、自分が動けなくなった後の心配や、障害のある方や身寄りのない方の老後の心配。【障害者団体】 ・地区長が2年で変わることによって、防災活動への考え方が多少変わることがあり、地区との関わり方が難しくなっている。【高齢者団体】 ・障害のある人の防災訓練【防災団体】

■地域を語り合う座談会より

<p>状況・取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民だよりの配布と合わせた見守り活動を行っている。 ・自主防災活動をする中で地域の人々とのつながりを作っている。
<p>意見・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが安心して通れる道路や歩道の整備。 ・空き家、空地の管理が必要で、火災、盗みの心配がある。 ・要支援者への対応について、皆が他へお任せになっている。 ・外に出てきてくれる人は支援できるが、出てこない人は支援を必要としていても支援できない。

③成果指標の達成度

「地域包括支援センターの認知度」については、介護に関する相談窓口としての機能を充実させるとともに、地域における高齢者の生活を支える、介護予防、医療、権利擁護など、様々な取組を地域住民や関係機関と連携して進めてきたためと推察されます。また、「自主防災組織の認知度」は、近年の相次ぐ災害に対し防災意識が高まるとともに、自主防災推進会議等において災害時要配慮者への理解の促進を図るなどの取組に伴うものと推察されます。

民生委員・児童委員は地域の身近な相談先であることから、今後も委員や活動内容について正しく周知していくことが大切です。

■成果指標の達成度

指標項目・区分	平成 20 年	平成 25 年	調査結果 (平成 30 年)	目標値 (平成 30 年)
◆地域包括支援センターの認知度(名前も活動も知っている)				
一般市民調査	7.3%	9.2%	16.5%	15.0%
◆民生委員・児童委員の認知度(委員も活動内容も知っている)				
一般市民調査	8.1%	6.7%	10.2%	12.0%
◆自主防災組織の認知度(名前も内容も知っている)				
一般市民調査	13.7%	13.7%	27.1%	19.0%

④総括・課題

ライフスタイルの多様化などを背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、悩みや問題を抱える人々がどこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、福祉サービスに関する様々な情報提供の充実を図る必要があります。

また、高齢の親と引きこもりの子ども、障害と生活困窮、空き家対策といった複合的に課題を有していたり、公的な福祉サービスの対象とならない制度の狭間に位置する課題に対する、包括的な支援体制を整備していくことが必要です。

さらに、防犯や防災とも連携した福祉のまちづくりへの取組を進め、安心して安全に暮らせる地域づくりも、地域住民にとって重要な課題となっています。

3 各調査結果等からみた今後の地域福祉

第4次計画の策定にあたり調査した結果等から、今後の地域福祉に関する課題を展望します。

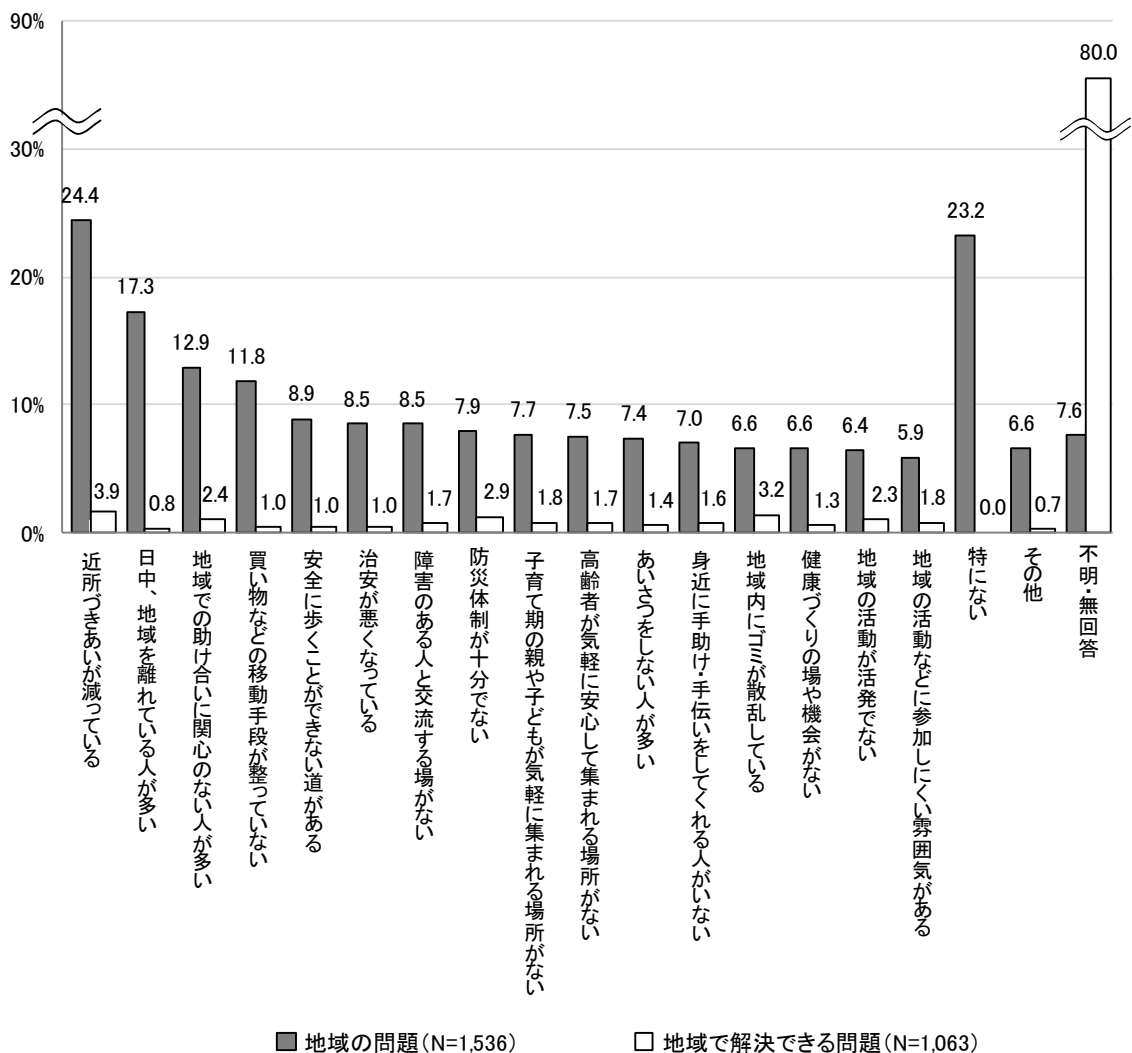
(1) 市民意識調査より

①調査結果の概要

ア. 住んでいる地域の問題と「地域で」解決できる問題（複数回答）【20歳以上】

- 住んでいる地域の問題については、「近所づきあいが減っている」が24.4%と最も多く、次いで「日中、地域を離れている人が多い」が17.3%、「地域での助け合いに関心がない人が多い」が12.9%となっています。
- 地域の問題と感じているもののうち、地域で解決できる問題だと思うものは、「近所づきあいが減っている」が3.9%と最も多く、次いで「地域内にゴミが散乱している」が3.2%、「防災体制が十分でない」が2.9%となっています。

・住んでいる地域の問題と「地域で」解決できる問題【20歳以上】



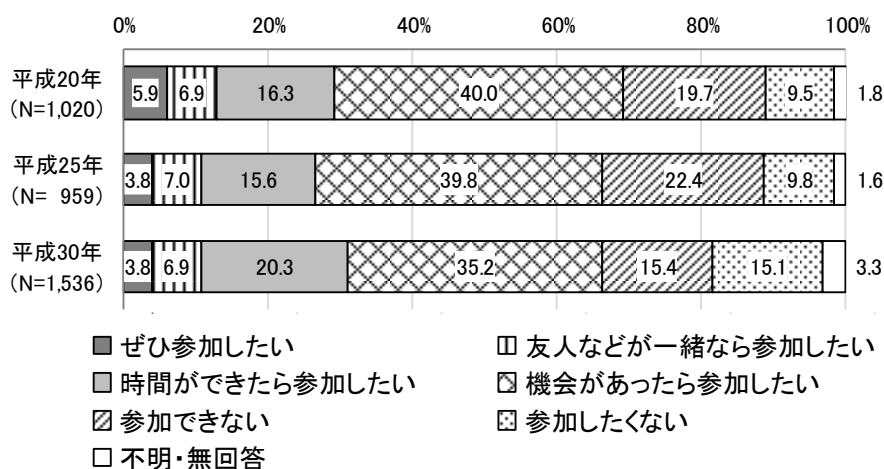
イ. ボランティア活動の参加意向

【20歳以上】

○ボランティア活動の参加意向については、「機会（きっかけ）があったら参加したい」が35.2%と最も多く、次いで「時間ができたら参加したい」が20.3%、「参加できない」が15.4%となっています。

○平成20年、平成25年と比較すると、「参加できない」が減っているものの、「参加したくない」が増えています。その一方、「時間ができたら参加したい」は過去の調査結果では2割以下であったのが、今回は2割を超えています。

・ボランティア活動の参加意向【20歳以上】

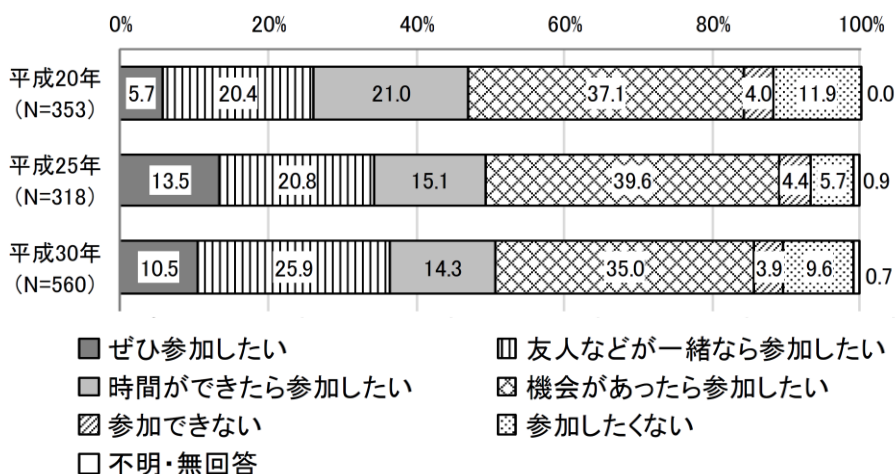


【若年者】

○「機会があったら参加したい」が35.0%と最も多く、次いで「友人などが一緒なら参加したい」が25.9%、「時間ができたら参加したい」が14.3%となっています。

○平成20年、平成25年と比較すると、条件の有無を問わず参加したいという回答の割合は増加傾向にあります。

・ボランティア活動の参加意向【若年者】

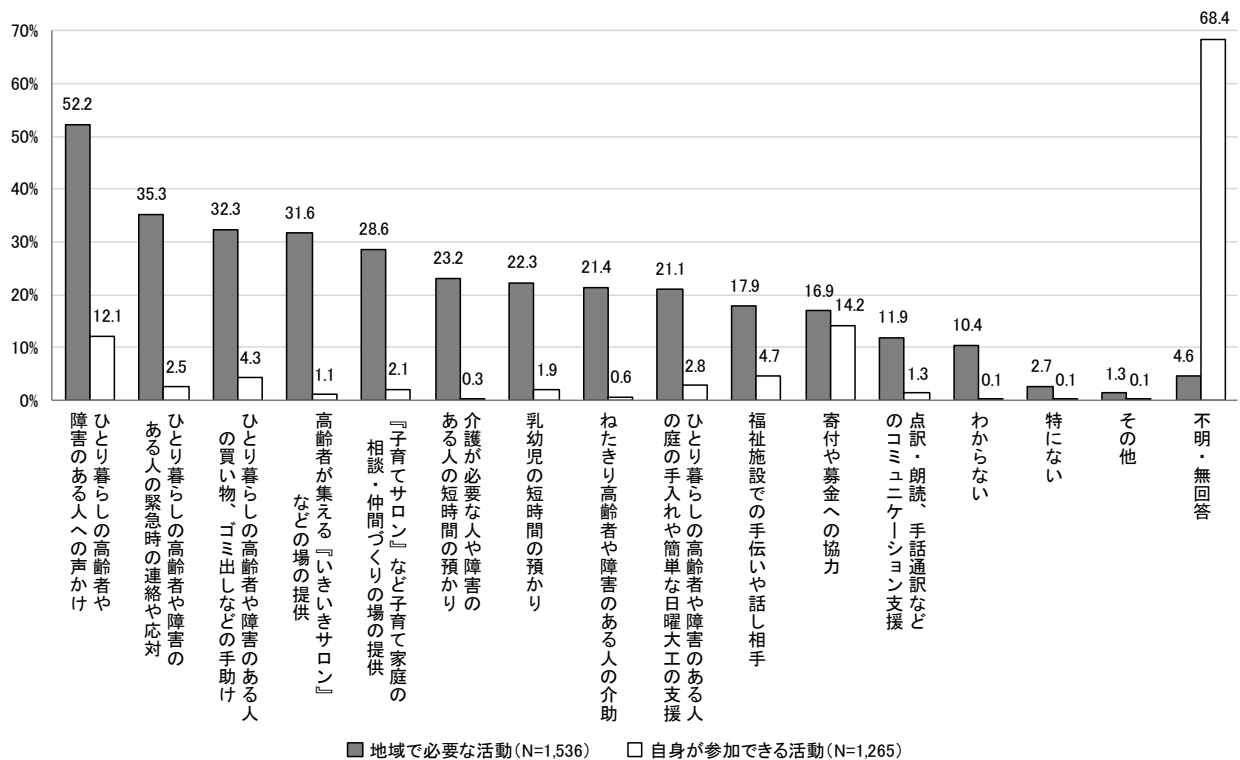


ウ. 地域福祉の推進のために地域で必要な活動（複数回答）【20歳以上】

○地域福祉の推進のために、地域で必要な活動は、「ひとり暮らしの高齢者や障害のある人への声かけ」が52.2%と最も多く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や障害のある人の緊急時の連絡や応対」が35.3%、「ひとり暮らしの高齢者や障害のある人の買い物、ゴミ出しなどの手助け」が32.3%となっています。

○自身が参加できるものについては、「寄付や募金への協力」が14.2%と最も多く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や障害のある人への声かけ」が12.1%、「福祉施設での手伝いや話し相手」が4.7%となっています。

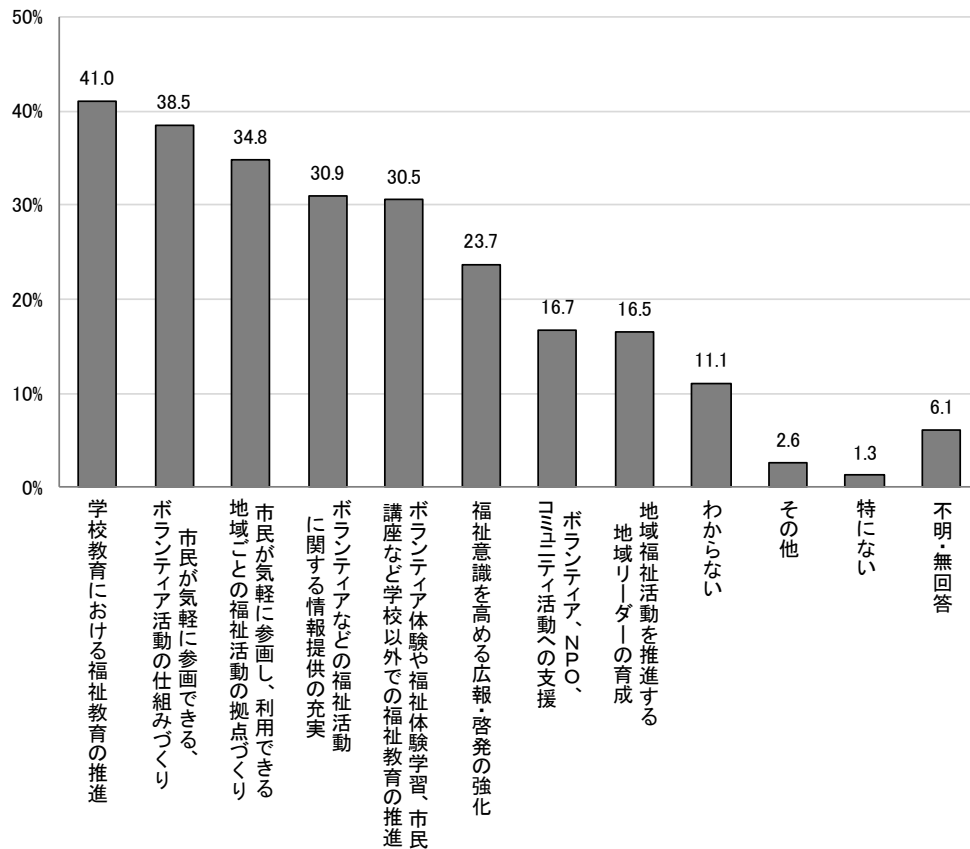
・地域福祉の推進のために地域で必要な活動【20歳以上】



エ. 地域福祉の推進のために必要なこと（複数回答）【20歳以上】

○地域福祉を推進するために必要なものについては、「学校教育における福祉教育の推進」が41.0%と最も多く、次いで「市民が気軽に参画できる、ボランティア活動の仕組みづくり」が38.5%、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が34.8%となっています。

・地域福祉の推進のために必要なこと【20歳以上】（N=1,536）

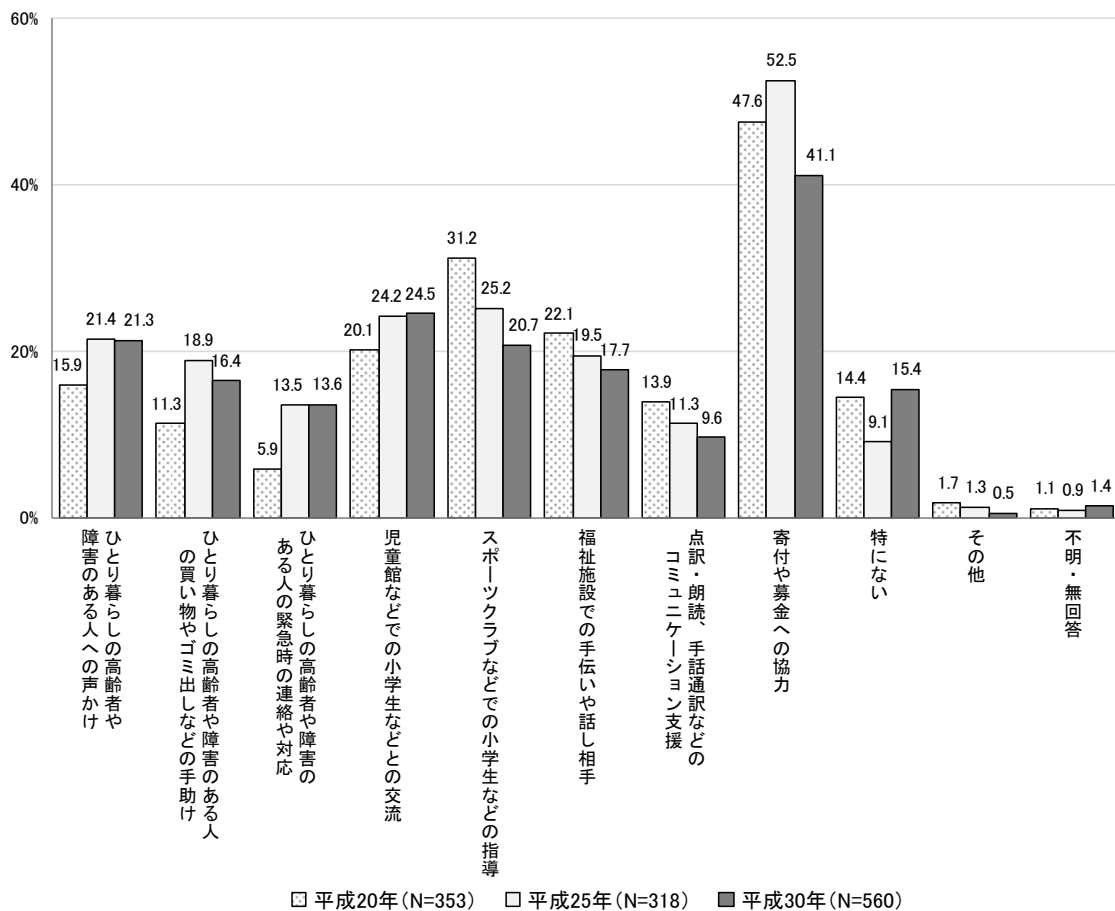


オ. 地域福祉活動で今後できること、やってみたいこと（複数回答）【若年者】

○今後できる、やってみたい福祉活動は、「寄付や募金への協力」が41.1%と最も多く、次いで「児童館などでの小学生などとの交流」が24.5%、「ひとり暮らしの高齢者や障害のある人への声かけ」が21.3%となっています。

○平成20年、平成25年と比較すると、「スポーツクラブなどでの小学生などの指導」「福祉施設での手伝いや話し相手」「点訳・朗読、手話通訳などのコミュニケーション支援」は減少傾向にあります。

・地域福祉活動で今後できること、やってみたいこと【若年者】



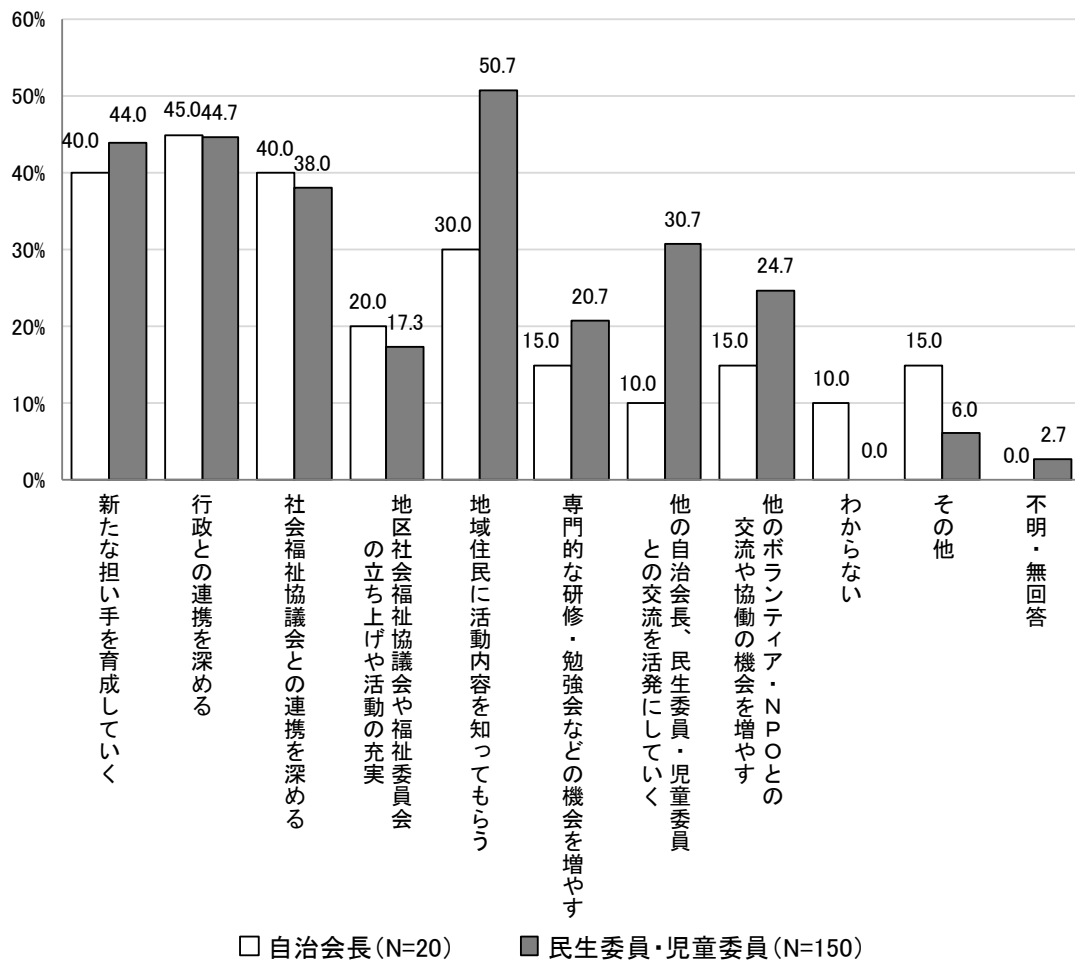
カ. 要支援者に対して地域での支え合いを活性化させるために必要な取組(複数回答)

【自治会長、民生委員・児童委員】

- 支え合いを活性化していくために必要なことは、自治会長では、「行政との連携を深める」が45.0%と最も多く、次いで「新たな担い手を育成していく」、「社会福祉協議会との連携を深める」が40.0%となっています。
- 民生委員・児童委員では、「地域住民に活動内容を知ってもらう」が50.7%と最も多く、次いで「行政との連携を深める」が44.7%、「新たな担い手を育成していく」が44.0%となっています。
- 自治会長、民生委員・児童委員ともに「行政との連携を深める」「新たな担い手を育成していく」「社会福祉協議会との連携を深める」ことが共通して必要と認識しています。

・要支援者に対して地域での支え合いを活性化させるために必要な取組

【自治会長、民生委員・児童委員】



②市民意識調査結果からみえる今後の地域福祉推進への課題

○地域づきあいや地域での助け合い、相談できる環境の充実

20歳以上市民の意見で、近所づきあいが減っていることや、地域での助け合いに関心のない人が多いことを問題と感じているとの意見が多くなっています。

隣近所とのあいさつからはじめ、誰もが地域の中で交流できる拠点づくり、自治会や福祉委員会活動等の地域福祉活動、困りごとがあった時にひとりで抱え込むことなく相談できる環境の充実が大切です。

○ボランティア活動への参加促進

20歳以上市民、若年者ともに、ボランティア活動への参加意向は、機会があれば参加したいという回答が多くなっています。また、地域福祉の推進のために必要なこととして、ボランティア活動に気軽に参加できるしくみづくりへの意見が多くなっています。

ボランティアに興味・関心を持った時に、活動へ参加できるきっかけを提供するなどの取組を進めていくことが大切です。

○生活課題の把握と支援

20歳以上市民の意見で、地域福祉の推進のために必要な活動として、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人に対する取組（声かけ、緊急時の連絡や応対、買い物・ごみ出しの手助け）が多くなっています。

高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、生活課題を把握し、それに対応した地域福祉活動での支援や福祉サービスの提供へつなげることが大切です。

○福祉教育や福祉活動に関する情報発信の推進

20歳以上市民の意見で、地域福祉の推進のために必要なことは、学校教育における福祉教育の推進が多くなっています。また、若年者の意見で、地域福祉の推進のために必要な活動は、寄付や募金、児童館等での小学生などとの交流が多くなっています。

今後も、学校における福祉教育や福祉活動に関する情報発信を行うことで、互助意識を育てることが大切です。

○地域福祉活動の担い手の育成

自治会長及び民生委員・児童委員の意見で、地域での支え合いを活性化させるための取組は、市や市社会福祉協議会との連携のほか、新たな担い手の育成、地域住民に活動内容を知ってもらうこと、が多くなっています。

広報紙や地域のイベントで自治会や民生委員・児童委員の活動を知ってもらうなど、地域で活動する人や地域で取り組むことへの興味・関心を持つきっかけとなるような取組が大切です。

(2) 団体ヒアリング調査より

①調査結果の概要

ア. 連携したい組織や団体・連携したい内容・連携上の困りごと

- 今後連携したい団体をたずねたところ、学校や医療、福祉関連団体との連携を希望する団体が多くみられています。
- 連携したい内容は、広く障害への理解を広めたいなどの「福祉教育」、現在取り組んでいるテーマに取り組みたいなどの「活動の専門性の向上」、地域で支え合える関係にしたい、様々な視点からの協力による課題対応をしたいなどの「幅を広げた活動展開」、活動を知ってもらいたい、災害時要支援者の対応を検討したいなどの「支援のさらなる充実」に関する意見がみられます。
- 連携する上で困っていることは、連携の窓口が分からない、企業との接点がないなどの「連携の進め方の問題」、顔の見える関係を築く必要性などの「相互理解の不足」、資金や活動の進め方などの「活動上の問題」に関する意見がみられます。

イ. 活動上の困っていること

- 「新しいメンバーが入らない」「後継者がいない」など、活動の担い手の問題に加え、支援を必要とする人の情報が得にくい、市民に情報発信する場や機会が乏しいなど、活動内容に関して困っていることがある現状がうかがえます。

選択肢	件数	選択肢	件数
新しいメンバーが入らない	12	人々のニーズに合った活動ができていない	4
後継者がいない	10	他の団体と交流する機会が乏しい	4
活動のマンネリ化	7	活動の場所（拠点）の確保が難しい	3
支援を必要とする人の情報が得にくい	7	特に困ったことはない	2
市民に情報発信する場や機会が乏しい	5	その他	7
活動資金が足りない	5	※回答は複数回答	

ウ. 地域住民から聞く地域の問題と、団体で対応できること

- 日常の困りごとや地域の課題は、子育てに関する切れ目のない支援、担い手の不足などの「地域活動に関すること」、障害のある人の生活に関する相談体制、子育ての孤立化などの「困りごとを抱えた人への支援に関すること」、障害のある人への理解、男性の子育てへの理解などの「福祉への理解に関すること」、災害時の要配慮者対策などの「防災に関すること」への意見がみられます。
- 各団体が対応できることとしては、啓発の機会をもつこと、団体同士の連携を図ること、相談体制の充実などの意見がみられます。

※【 】内は福祉分野の区分

◆地域活動に関する地域の問題と、団体で対応できること

- ・広場内では個人的な相談などを聞くことが多く、その時々で対応をしている。
→必要な時は、自治会や関係団体との連絡をとる。【子育て】
- ・地域と活動する中で、地域のイベントなどに参加する若者が少ない。特に祭礼等は子どもか高齢者がほとんど。
→イベントの企画、運営、補助。人材支援。【その他】

◆困りごとを抱えた人への支援に関する地域の問題と、団体で対応できること

- ・まだ支援につながっていない人の相談や情報、精神障害のある人の生活の困りごとなど。
→関係機関の情報提供、連携等。【障害者】
- ・特に引越してきた人などは、子育てに孤立しがちで、人とつながるために習い事などに入るケースも聞く。近所の人の顔が見えない。それが余計に子どもを1人で出しにくくなる。
→プレーパークに来て知りあったりして、相互に支援する機会をつくることはできるが、まだ回数が足りていない。【子育て】
- ・高齢者のみの世帯が増えている。非常時の意思決定や力のいる家事。いざという時に助けてくれる人がいない。高齢者と同居している障害をもつ生活に支障がある人がいるが、その人への支援が届かない。県外から働きに出て、独居、身寄りがいない人の地域からの孤立。
→高齢者を中心とした家族支援。【高齢者】
- ・地域の外国人の子ども対策。（小学校では困っている話を聞いた。）
→OBや短日数勤務の社員を上手くシフトを組んでできないか。【その他】

◆福祉への理解に関する地域の問題と、団体で対応できること

- ・障害者のことがわからない（＝知らない）。働き手が不足。
→活動に参加してもらったりして、利用者とのふれあいの機会をつくる。【障害】
- ・男性にも子育ての現場を知ってもらいたい（出産前後のお母さんの大変さなど）。【子育て】
- ・保護司の仕事は地域では理解されにくい。
→犯罪の予防活動で地域と連携する。【その他】

◆防災に関する地域の問題と、団体で対応できること

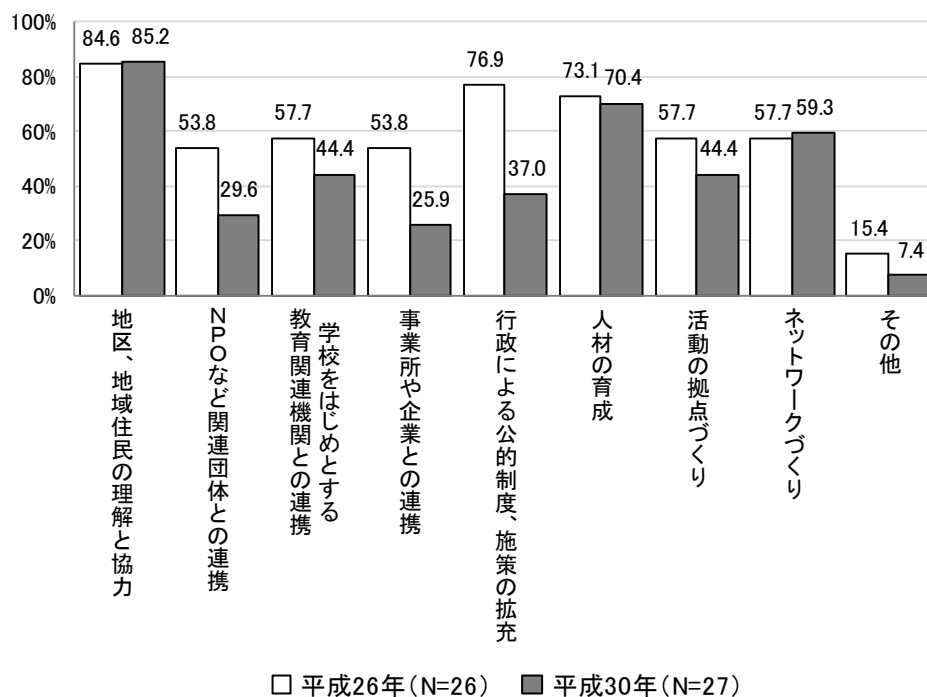
- ・一人暮らしで色々な会合にも参加しない人（特に災害時等の対応の仕方）。
→地域の防災組織との連携。【高齢者】
- ・高齢者で足や体の調子が悪く避難できない。
→日常的な付き合いの中で互いに助け合うようにつながりを持つ。【防災】

エ. 地域福祉の推進のために必要なこと

○地域福祉の推進のために必要なことは、「地区、地域住民の理解と協力」が最も多く、次いで「人材の育成」「ネットワークづくり」が続いています。平成25年と比べると、「NPOなど関連団体との連携」「事業所や企業との連携」「行政による公的制度、施策の拡充」の割合が大きく減っています。

・地域福祉の推進のために必要なこと（複数回答 N=27）

※平成 25 年は調査票を複数枚数提出した団体の回答を含む（調査対象団体は 20 団体）



オ. 行政との協働で取り組めること

○安心して過ごせる居場所の提供、災害時要支援者への具体的支援方策の検討などの「幅広い取組」、研修会の開催、福祉を学ぶための実習先を増やすなどの「福祉教育・啓発に関すること」、リーダーの育成、団体の会員募集などの「人材育成に関すること」への意見がみられます。

※【 】内は福祉分野の区分

◆幅広い取組に関すること

- ・精神障害のある人が安心して地域で過ごせるように場所の提供や実際の支援など。【障害者】
- ・なごやか交流会・サロンの充実（対象者、回数面で）【高齢者】
- ・災害時要支援者への支援の具体的方策の検討。【防災】
- ・保護観察対象者への援助。【その他】

◆福祉教育・啓発に関すること

- ・精神障害への理解を深める研修会（病気、障害の特性や接し方など）を企画から協力してもらい、各分野の専門家を招いて行う。【障害】
- ・実習先を増やすことを行政と連携。【障害】
- ・子育て中の母親（親）のリフレッシュ、交流の場の提供、子育ての現状の理解を深めてもらう。【子育て】

◆人材育成に関すること

- ・リーダーの養成、市全体の活動内容の共有化と展開【高齢者】
- ・特殊なボランティア団体なので、活動情報・自団体のPRがむずかしく、広報誌等で取りあげて会員募集にむすびつけたい。【その他】

②団体ヒアリング調査結果からみえる今後の地域福祉推進への課題

○団体同士の連携によるネットワークづくり

他の団体との連携については、教育、医療、福祉の関連団体との連携により、活動の周知を進めたり、活動を充実させたり、自団体だけでは取り組めない課題に取り組んだりすることを希望しています。しかしながら、連携にあたって進め方が分からないなどの問題を抱えています。

近年の複雑化・複合化している地域生活課題に対応していくためにも、団体同士が交流しネットワークを強めることで、幅広い支援をできるようにすることが大切です。

○団体活動の活性化と担い手の育成

団体の活動をする上で困っていることとして、活動の担い手がないことや、活動のマンネリ化、要支援者の情報が得にくいなどといった問題があがっています。また、地域福祉の推進のために必要なことは、地区や地域住民の理解と協力、人材の育成が多くなっています。

今後も、団体や団体の活動内容を知ってもらうことや、気軽に参加できる機会の提供など、活動の活性化や担い手の確保に向けた取組が大切です。

○福祉への理解促進や要支援者の把握のための情報伝達手段の工夫

団体が把握している地域の課題に、障害のある人への理解や男性の子育てへの理解が必要といった意見がみられます。また、団体の活動をする上で困っていることのなかには、支援を必要とする人の情報が得にくい、市民に情報発信する場や機会が乏しいという意見もみられます。

地域福祉の意識を高めるため、また、要支援者に対する支援へつなげるためには、情報伝達手段の工夫が求められます。

○複合化・複雑化する課題への取組に対する支援

地域の中にある課題として、障害のある人の生活相談体制、子育ての孤立化、災害時の要配慮者対策が必要という認識を持っています。また、行政との協働で取り組めることは、幅広い取組、福祉教育・啓発、人材育成に関することへの意見が多くみられます。

今後、福祉、教育、防災など各施策に関係する部署と連携しながら、団体活動の支援を充実させることが大切です。

(3) 住民参加型会議（地域を語り合う座談会）より

①座談会の概要

中部地区

地域の課題について意見を出し合っていたところ、自治会に未加入の人が多く、役員の高齢化、「顔が見えない」関係により情報共有等が進まない、ゴミ出しのルールを守らないなど、「地域の住民」としての意識の低下を感じる、といった意見がみられました。

次に、あがってきた地域の課題を踏まえてテーマ（顔の見える地域づくりの実現、地域における支え合いの担い手づくり）を設定し、課題解決のためのアイデアを話し合っていました。

その結果、地域のお祭りや地元の行事等をきっかけとして、誰でも気軽に参加できたり、子どもから企画に参加できたりするイベントの企画、住民同士が自由に話し合うことができる場づくり、地域活動専任の担い手づくり、団体同士の連携等による団体の魅力向上などのアイデアがあがっていました。

◆地域内の課題に関する意見

- 【A班】地域での支え合いが難しくなっていて、ゴミの散乱、車いすでの移動、夜間の照明等も課題
- 【B班】「高齢者と若者」「転入者と以前からの住民」の交流がない、地域の住民としての自覚が必要
- 【C班】地域活動の担い手の高齢化や兼任の問題、通学路や空き家・空き地の安全性に課題
- 【D班】地域の担い手が不足し、住民同士の交流が少なく、災害時要支援者に対応できるか心配
- 【E班】自治会や子ども会の加入率低下、買い物難民、自動車免許返納後の移手段、老老介護が課題



◆課題解決に向けたアイデア

■顔の見える地域づくりの実現

- ・あいさつや声かけは大切
- ・イベント（運動会、文化祭、お祭り、もちまき、定期的な会合等）を通じて地域住民同士が顔を合わせる機会を増やす
- ・公民館活動や自治会活動で子どもがらみの行事を行うことで参加を呼びかける
- ・活動に理解のある人を探したり、現在ボランティアをしている人の支援をしたりするなど、イベントを企画できる人を探す
- ・自治会組織における組単位、班単位での自由討論の場をもつ

■地域における支え合いの担い手づくり

- ・「大人が変われば子どもも変わる、子どもが変われば地域も変わる」というテーマで、親子が参加できるイベントを企画する
- ・「専任専門員」として、地域活動に専念できる人を養成する
- ・「防災リーダー」の事例を福祉に活かし、「福祉リーダー」を育成する
- ・地域の中で「あれ？」と思ったことを発言できる場づくり
- ・各組織の活動の魅力を高める（女性が活躍できる組織、団体同士の連携等）
- ・学校や企業への地域活動参加への動機づけを行う
- ・現役世代でも参加できるよう行事を見直す
- ・多くの団体が組織的に1つにまとまり、活動できるようにする

北部地区

地域の課題について意見を出し合っていたところ、自治会に加入しない人が増えている、役員・ボランティア等の担い手の不足と高齢化、「顔が見えない」「みんなで集まる場所がない」ことから情報共有や交流が十分ではない、といった意見がありました。また、合同避難訓練の実施時期と近かったためか、災害時の要支援者への対応者数が不足している、単身でない高齢者でも災害時は要支援者になりうるなど、防災に関する意見も多くみられました。

次に、あがってきた地域の課題を踏まえてテーマ（顔の見える地域づくりの実現、地域における支え合いの担い手づくり、安全で安心して暮らせる地域の環境づくり）を設定し、課題解決のためのアイデアを話し合っていました。

その結果、交流の場として地域資源を活用する、地区活動への理解を深めてもらう、多くの人が地域活動に参加できるための基盤づくり、災害時に備えた要支援者の把握と日頃からの手助けなどのアイデアがあがっていました。

◆地域内の課題に関する意見

- 【A班】 地域活動が多忙で担い手も高齢化、町内会で子どもとの交流、要支援者名簿の活用が課題
- 【B班】 地域の問題が共有されてない、民生委員や社協への理解が不十分、誰もが交流する場が必要
- 【C班】 地域活動の担い手が多忙、地域に出てこない人への対応、要支援者の把握・対応が必要
- 【D班】 役員のなり手がいない、団体同士の連携が不足、世代間交流や中年夫婦との交流がない



◆課題解決に向けたアイデア

■顔の見える地域づくりの実現

- ・ 交流の場としてお寺や神社、空き家を活用する
- ・ 高齢者や子どもが集まる場をつくる

■地域における支え合いの担い手づくり

- ・ 地区役員の仕事の理解を深める
- ・ 地区役員と民生委員が連絡を取り合う
- ・ 女性の活躍等多くの人が参加できる基盤づくり
- ・ 仕事量に見合った報酬
- ・ 地区の人材情報の構築（年齢・人員構成 女性含めて）

■安全で安心して暮らせる地域の環境づくり

- ・ 民間と協力した移動スーパーの充実
- ・ 日常時から災害時要支援者を手助けし、災害時に備える
- ・ 支援が必要な人を地域で確実に把握し、災害時に即対応できる体制をつくる
- ・ ご近所グループをつくり、災害時に要支援者を支援する
- ・ 地域ボランティアを立ち上げ、民間施設が運営している地域カフェ等を担う
- ・ 市、市社会福祉協議会、地区が一体となって活動を進める

南部地区

各地区の福祉委員会では、市民だよりを用いた見守り活動、サロン活動や地域の交流会等の取組を通じて団体同士がつながり、協力し合うことで活動が活発化しているなか、まず、各地区の課題をあげていただきました。サロンへの参加者が減っている、世代間交流の機会が少ない、福祉に関する情報が地域住民に行き届いていないなどの意見があがっていました。

次に、あがってきた課題に対し、今後各地区の福祉委員会でできそうなことについてアイデアを出していただきました。その結果、地域活動への理解者を増やす、子どもから参加できるしくみをつくりイベントへの参加者を増やす、寺など地区内の様々な建物を活用したイベントの実施、団体同士の連携や地区を越えた連携、サロン同士の連携等によるイベントの充実、といった意見があがりました。

◆地域内の課題に関する意見

- 【A班】 地域資源を活用した交流の場づくりで地域活動への参加を促すことが必要
- 【B班】 地域活動のあり方を話し合い、理解者を増やし、各団体が連携した活動の活性化
- 【C班】 子どもから高齢者まで地域の活動に関わるしくみづくり
- 【D班】 福祉委員会の組織力を強化するほか、近隣地区と共同の行事で連携を深めることが大切
- 【E班】 福祉委員会で役割分担を行っていき、地域活動を充実させることが大切



◆課題解決に向けたアイデア

- ・子どもと高齢者をイベントに招待する
- ・寺など様々な建物を活用する
- ・サロンへの男性の参加者を増やすために男性が多い所でPRする
- ・他の地区と共同でイベントを開催し、交流する
- ・現在行っているイベントの内容を充実させる
- ・まちの自慢を披露して活動に興味を持ってもらう
- ・住民が趣味や特技を活かせる場所があるとよい
- ・市民だよりを手渡しし、安否確認を行う（独居高齢者等）
- ・サロンにおいて防災や防犯に関する解説を行う
- ・障害のある人やひきこもり等を対象にした活動との連携
- ・他の地区の取組を参考にする
- ・他の団体と連携することで、既存の課題を解決する

②住民参加型会議（地域を語り合う座談会）からみえる今後の地域福祉推進への課題

○顔の見える関係づくりの推進

自治会や子ども会の加入率の低下、世代間交流や転入者と以前からの住民との交流の少なさ、老老介護の実態、地域に出てこない人がいるのが気がかりといったことから、地域での支え合いに不安を感じているとの意見があがっています。

普段からの近所づきあいの中で支援が必要な人を把握することや、イベント等を通じた住民同士の交流など、地域でのつながりをつくっておくことが大切です。

○地域福祉活動の担い手の育成

自治会、ボランティア、各種団体活動等の地域福祉活動の担い手について、多忙である、不足している、高齢化している、といった意見や、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会の活動への理解が十分でないとの意見もあがっています。

これらに対し、福祉活動に関する情報発信による意識啓発のほか、誰でも気軽に参加できる地域のお祭りや地元の行事等で地域の活動に興味を持ってもらい、次代の地域福祉の担い手を育成する必要があります。

○安心して暮らせる地域の環境づくり

ゴミの散乱、空き家・空き地、買い物等の移動手段、車いすが通りにくい道路など、生活環境に関する課題があがっています。

誰もが安心して暮らせる都市環境を目指し、防犯活動のほか、ユニバーサルデザインの考えに基づいた公共施設や歩道の整備、移動手段の確保に努めるとともに、空き家対策など複雑で複合的な課題への対策が重要です。

○要支援者の把握・対応

災害時に要支援者を支えることができるか心配、災害時要支援者名簿の活用が課題、認知症の人への接し方が分からないなど、要支援者の把握や対応の必要性が求められています。

防災に関する情報提供や啓発の充実、福祉教育の推進のほか、成年後見制度等の普及を図り、権利擁護の認知度を高めるといったことも大切です。

4 第4次計画策定にあたっての課題

本市の現状、第3次計画の振り返り、各調査結果等からみた今後の地域福祉より、第4次計画を策定する上での課題を以下のとおり整理します。

(1) 福祉に対する意識の向上

住民が福祉に関心を持ち、近所づきあいでの支え合いや、福祉活動への参加につながるよう、引き続き福祉に関する情報提供や教育を進め、福祉意識の向上を図ることが大切です。

(2) 情報発信の工夫

生活上の困りごとを抱えたとき、相談先が分からない、必要な情報を受け取れない、必要な支援を受けられない、といったことがないよう情報発信の工夫が求められています。

(3) 地域福祉活動の担い手の確保

自治会、子ども会、いきいきクラブ、ボランティア等の地域における団体の担い手不足や、役員等の固定化により、特定の人への負担が重くなることなどによって、支援を必要とする人を地域で支える力の低下が懸念されます。団体活動をより活性化させるため、担い手の確保につながる施策を充実・強化する必要があります。

(4) 顔の見える関係づくり

身近な地域でのちょっとした気遣いや助け合いが、ふだんの暮らしをより良いものとなります。こうした活動が幅広く定着するよう、地域住民や団体同士の交流の機会や地域活動の場をつくり、顔の見える関係を築くことが大切です。

(5) 地域福祉活動の支援

住民主体の地域福祉活動に対する支援や、団体同士の連携を推進することで、地域における支え合い活動の活性化を図る必要があります。

(6) 地域の様々な活動主体のネットワークづくり

地区社会福祉協議会や福祉委員会の設立、活動等により、地域の課題解決に向けたネットワークが形成されつつあります。今後は、課題の複雑化・複合化等に対応し、より包括的な取組ができるようなネットワークを構築する必要があります。

(7) 困りごとを抱えた人が適切な支援につながる体制づくり

困りごとを抱えた人がひとりで抱え込むことがないよう、地域における問題の把握や課題の解決に向けて、福祉サービスの量と質の確保のほか、相談できる環境や支援につながるしくみの拡充が必要です。

(8) 誰もが安心できる環境の充実

年齢、性別、障害、国籍に関わらず、住み慣れた地域で誰もが安心・安全・快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインを考慮した公共施設の整備、移動手段の確保、あるいは地域全体での防災対策、見守り活動等の充実を図ることが大切です。

(9) 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及を図ることが大切です。

(10) 地域生活課題の複雑化・複合化への対応

昨今、地域の生活課題については、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする、といった状況がみられます。このように、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度の下では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっており、対策が必要となっています。

(11) 社会的孤立、制度の狭間等の問題への対応

地域生活における社会的孤立や、制度が対象としないような身近な生活上の問題（例：中年の引きこもり、ゴミ屋敷等）、あるいは、軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない、などといった「制度の狭間」の問題に取り組むことが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

本計画は、第7次刈谷市総合計画の柱の一つとして基本方針で掲げられた、「支え合いみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、地域で生活する全ての人が、地域の中で健康で文化的な社会生活を送ることができる地域社会の形成を目指すものであります。

近年、核家族化や少子高齢化といった地域社会構造の変化により、今まで以上に地域の中の課題が複雑かつ多様化し、健全な地域社会を維持するために必要とされる環境も変わってきています。こうした状況を踏まえ、福祉サービスの充実を図るとともに住民同士が連携し支え合う意識を育み、住民が住み慣れた地域で孤立することなく一個人として尊重され、安心してその人らしい生活が送れるよう配慮された、福祉のまちづくりが求められています。

そこで、本市では、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指し、第1次計画からの理念を引き続き継承し、本計画における各施策を展開してまいります。

2 基本目標

本計画では、本市の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、人づくり、地域におけるしくみづくり、まちづくり、以上の3つを柱にした基本目標を掲げ、取組を推進します。

(1) 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

教育分野と社会福祉分野が連携し、地域福祉への興味関心を図ることは重要な要素の一つです。さらに、福祉に関する必要な情報を正しく得ることができるよう、分かりやすく情報を発信し周知啓発活動を進めることもまた、理解促進を促すことに繋がり、新しい担い手発掘の一助になります。

そのため、幼少期から学校教育期の子どもに対する学びの視点から、誰もが等しく受けられる生涯学習の視点まで、幅広い福祉教育への取組を進めることで、地域福祉の意識の醸成を図ります。

(2) 支え合いのしくみづくり

誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のためには、地域に住む人同士が存在を認め合い、住民同士で支え合うことが大切です。必要なときに適切な支援に結び付くことができるよう、常日頃から出てきた課題を地域全体で共有し、解決するしくみや基盤を地域で構築するなど、地域力の強化を図ります。

また、今後、超高齢社会を迎えるにあたって、団塊の世代を中心とした高齢者の行動力や経験を活かすことに着目し、元気な高齢者が地域で生きがいをもって活躍できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(3) 安心・安全な福祉のまちづくり

福祉サービスの充実や相談支援体制の強化のほか、移動手段の充実、防災・防犯対策、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した都市環境づくりを進めることは、誰もが快適に過ごせるまちをめざすうえで非常に重要です。

したがって、市や市社会福祉協議会、各支援機関がそれぞれの果たす役割を理解し、福祉ニーズに適切に対応できる福祉サービスや相談拠点の充実を図るとともに、地域の中での防犯活動や災害に備えた活動などを支援することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを行います。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち</p>	<p>1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報・啓発活動の充実 ◆ 福祉教育の充実 ◆ ボランティアの育成・支援 ◆ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成
	<p>2 支え合いのしくみづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉活動の支援 ◆ 見守り活動の推進 ◆ 集いの場の充実 ◆ 連携と協働の推進
	<p>3 安心・安全な福祉のまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談体制の充実 ◆ 公的な福祉サービスの充実 ◆ 誰もが住みやすい都市環境づくりの推進 ◆ 権利擁護の推進 ◆ 地域の防災・防犯活動の推進

4 重点的に取り組むポイント

第2章「4 第4次計画策定にあたっての課題」を受け、本計画期間中は、次に示す3つのポイントに視点を置いて、特に力を入れて取り組みます。

(1) 情報伝達手段の強化

地域には、福祉に関心の薄い人や、必要な情報が届かない、または届いても活かさないために孤立してしまう人、あるいは地域福祉活動に関心があっても参加する機会がない人がいるとみられます。また、地域福祉活動をする上では、支援を必要とする人の情報の把握、情報発信する場や機会、方法等に困ることがないように、情報発信の工夫が求められています。

そこで、広報・啓発や福祉教育を充実させるほか、福祉制度や福祉サービス、各団体の活動等が、より多くの市民に伝わるような情報伝達手段の創意工夫等により、助け合い・支え合いの心の醸成や、早い段階から相談や支援につなげることができる環境づくりが大切です。

- ◆福祉に対する意識を高めるため、積極的に普及啓発や福祉教育を行います。
- ◆必要な情報が必要な人に行き届くよう、情報発信方法を工夫します。

(2) 地域のつながりづくりの推進

住み慣れた地域の中で安心して暮らすためには、ご近所同士による声掛け等を通じて顔の見える関係をつくるのが大切です。また、住民同士が交流する場の創出は、誰もが気軽に地域活動に参加する機会になるだけでなく、支えられる本人も支える側になり、「自分が地域でできること」を考え、日常生活に生きがいを見いだすきっかけにもなります。

そのため、普段から住民同士の交流ができるよう、地域の集いの場や地域活動の場をつくるなど、地域のつながりを深める活動が求められます。

- ◆地域福祉活動の活性化のため、住民主体の地域の課題解決に向けて行う活動を支援します。
- ◆顔の見える関係をつくるため、地域における集いの場、地域活動の場を創出します。

(3) 包括的な相談支援体制の構築

少子高齢化や人口減少、人間関係の希薄化等を背景に、社会的な孤立、8050問題、ダブルケア、子どもの貧困など、多様で複合的な生活問題が深刻化しており、現在の福祉サービスの制度では対応できない問題が増えています。

こうした多様化する問題に対応するため、人と人、人と資源が繋がり、総合的に問題に取り組むことができる相談支援体制を充実させる必要があります。

- ◆複雑化・多様化した問題、制度の狭間にある問題に取り組むため、関係機関相互による連携を強化します。
- ◆地域にある問題や課題を誰もが相談できる環境の充実を図ります。